

ドイツにおける行政の電子化推進のための立法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 渡辺 富久子
政治議会課 古賀 豪

【目次】

はじめに

I 2006～2009年の政策プログラム「イノベーションによる未来志向の行政」

- 1 基本法の改正—公共のITシステムに係る連邦及び州の協力—
- 2 新身分証明書法の制定

II 2010～2013年の政策プログラム「インターネットを利用した透明性の高い行政」

- 1 Deメール法の制定
- 2 電子政府法の制定

おわりに

翻訳：身分証明書及び電子的本人証明に関する法律（身分証明書法）

Deメール法

行政の電子化を推進する法律（電子政府法）

はじめに

ドイツにおいては、1997年における電子署名の導入を嚆矢として、行政の電子化推進のための様々な政策が実施されている。その背景に

は、インターネットの普及や急速な少子高齢化、厳しい財政状況等に鑑みて、少ない職員で、より高度で複雑な行政サービスを国民に提供することが必要であり、情報技術（以下「IT」）を利用して従来の行政プロセスを変革していくことが長期的に重要な課題であるという認識がある⁽¹⁾。

行政の電子化を推進する政策プログラムには、2000年から2005年に実施された「連邦オンライン2005」⁽²⁾（社会民主党（SPD）と緑の党の連立政権）、2006年から2009年に実施された「イノベーションによる未来志向の行政」⁽³⁾（キリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）とSPDの大連立政権）、2010年から2013年に実施された「インターネットを利用した透明性の高い行政」⁽⁴⁾（CDU/CSUと自由民主党（FDP）の連立政権）があった。

これらの政策プログラムを実施する過程において、法制の不備が判明し、それを補うための立法措置も行われてきた。主要な立法として、連邦と州が協力して公共のITシステムを計画、構築及び運用することを可能とするドイツ連邦共和国基本法（憲法に相当する。以下「基本法」）

* 本稿は、古賀が第I章2を、渡辺がその他の部分を担当して執筆した。

(1) Bundesregierung, *Regierungsprogramm: Vernetzte und transparente Verwaltung*, 2010, S.4ff. <http://www.bmi.bund.de/SharedDocs/Downloads/DE/Themen/OED_Verwaltung/ModerneVerwaltung/regierungsprogramm_verwaltung.pdf?__blob=publicationFile> 以下、インターネット情報は、2014年5月30日現在である。ドイツの公務員制度の歴史と問題点については、山口和人「ドイツ公務員制度の諸問題」『レファレンス』no.764, 2014.9を参照。

(2) BundOnline2005. 2005年までに連邦のオンライン化可能な440種の行政サービスを電子化することを目標としていた。詳細は、米丸恒治「ドイツにおける電子政府政策の現状」『行政&情報システム』43(4), 2007.4, p.38を参照。その目標の達成はできなかったが、その理由として、連邦政府は、行政の電子化推進のための法整備が遅れていること、費用がかさむこと、利用者が紙の文書による手続を優先したこと等を挙げている。Deutscher Bundestag, *Drucksache 16/748*, S.4f.

(3) Bundesministerium des Innern, *Zukunftsorientierte Verwaltung durch Innovation*, 2006. 米丸 同上, pp.38-39.

(4) Bundesregierung, *op.cit.* (1)

の改正 (2009)⁽⁵⁾、電子的身分証明書を導入する新身分証明書法の制定 (2009)⁽⁶⁾並びに De メール法 (2011)⁽⁷⁾及び電子政府法 (2013)⁽⁸⁾の制定があった。電子的身分証明書と Deメールの導入は、国民が簡便に電子申請を行うことができるようにすることを目的としており、その上で電子政府構想を広く実現しようというのがドイツの政策である。この政策により、連邦と州との間の行政の分野を越えたデータ交換を可能とするシステムが構築され、電子署名、電子的身分証明書、Deメールといった複数の本人確認手段が確立された。現在は、行政部門全体において電子的な文書管理を導入する段階にある。

なお、本稿でいう「電子政府 (E-Government)」は、「ITに基づく行政機構の再編及びITを利用した行政と市民との通信の拡大」を意味している⁽⁹⁾。

本稿の第 I 章では、2006 年から 2009 年までに実施された政策プログラムの概要及びその一環として行われた基本法の改正及び新身分証明書法の制定を、第 II 章では 2010 年から 2013 年までに実施された政策プログラムの概要及びその一環として行われた De メール法及び電子政府法の制定を紹介する。末尾に、身分証明書法、De メール法及び電子政府法の翻訳を付す。

I 2006～2009年の政策プログラム「イノベーションによる未来志向の行政」

2006 年から 2009 年までに実施された政策プログラム「イノベーションによる未来志向の行政」は、①行政の人事管理 (公務員の IT 研修及び管理職の意識改革)、②行政マネジメントの強化 (プロジェクトの進行管理及び評価)、③行政の事務及び組織の定期的な見直し、④電子政府の推進、の各分野を包括する総合的な戦略であった。

④の電子政府の推進のためには、同政策プログラムの別添として、電子政府の推進策を具体的に示す文書「電子政府 2.0」があった。「電子政府 2.0」においては、①連邦のオンラインサービスを利用しやすいものとし、その利用を拡充すること、②行政手続を、民間部門と公的部門の双方にとって安価なものにすること、③確実な本人確認、④安全な通信の 4 つの分野において改善策を講じることとされていた。当時の CDU/CSU と SPD の大連立政権は、基本法の改正により、連邦と州との間、かつ、州相互間のデータ交換を可能とするプラットフォームの構築を目指すと共に⁽¹⁰⁾、新身分証明書法の制定等により③を実施した。

(5) Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 91c, 91d, 104b, 109, 109a, 115, 143d) vom 29. Juli 2009 (BGBl. I S.2248). この基本法改正により新設された基本法第 91c 条の翻訳は、山口和人「ドイツの第二次連邦制改革 (連邦と州の財政関係) (1) —基本法の改正」『外国の立法』no.243, 2010.3, pp.12-13 (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166438_po_024301.pdf?contentNo=1&alternativeNo=) に掲載されている。この基本法の改正は、連邦と州の財政規律の強化を主な目的とするもので、第二次連邦制改革と呼ばれる。第二次連邦制改革においては、行政の効率を改善するための連邦と州の協力のあり方に関する基本法の改正も行われた。

(6) Gesetz über Personalausweise und den elektronischen Identitätsnachweis vom 18. Juni 2009 (BGBl. I S.1346).

(7) De-Mail-Gesetz vom 28. April 2011 (BGBl. I S.666). De メール法の詳細は、米丸恒治「ドイツ De-Mail サービス法の概要と EU への波及」『日本データ通信』No.190, 2013.3, pp.18-25 を参照。

(8) Gesetz zur Förderung der elektronischen Verwaltung vom 25. Juli 2013 (BGBl. I S.2749).

(9) Bundesministerium des Innern, *E-Government 2.0*, 2006, S.4. (http://www.verwaltung-innovativ.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/1070448_programm_e_government_2_0.pdf?__blob=publicationFile&v=2)

(10) Deutscher Bundestag, *Drucksache 16/12410*, S.9.

1 基本法の改正—公共の IT システムに係る連邦及び州の協力—

ドイツは連邦制国家であり、連邦と州の行政は、その組織及び機能に鑑みて、相互に独立していなければならないという原則がある（基本法第 83 条）⁽¹¹⁾。しかし、基本法において、連邦と州が協力することができる旨が特に定められている分野においては、連邦と州は協力することができる⁽¹²⁾。2009 年の基本法の改正により、連邦と州が協力することができる分野の一つとして、「公共の IT システム」が新設の基本法第 91c 条に定められた。

基本法第 91c 条を根拠として、行政の IT 化に関する連邦と州の協力のための委員会（以下「IT 計画委員会」（IT-Planungsrat））が 2010 年に設置された⁽¹³⁾。その事務局は、連邦内務省に置かれている。同委員会の目的は、① IT における連邦と州との協力の調整、②分野ごと及び分野を越えた IT 相互運用性並びに IT セキュリティ標準化に関する決定、③電子政府プロジェクトの進行管理、④連邦と州との共同の IT ネットワークの構築及び運用⁽¹⁴⁾である。委員は、連

邦政府の IT 監察官⁽¹⁵⁾及び各州の IT を担当する代表者⁽¹⁶⁾である。また、ドイツ都市会議（Deutscher Städtetag）、ドイツ郡会議（Deutscher Landkreistag）及びドイツ地方自治体連盟（Deutscher Städte- und Gemeindebund）の各代表者並びに連邦データ保護・情報自由監察官は、同委員会の会議に参加し、助言をすることができる。

従来、行政の各分野に多数のデータベースが設置されてきたが、IT 計画委員会により、2 以上の分野にわたる IT 基盤を連邦と州が共同で開発する恒久的な体制が整えられた。連邦及び州が個別に調達する IT システムは、相互に取り決めた相互運用性及びセキュリティ標準に基づいて相互のデータ交換が可能でなければ、長期的に有用なものとなりえないと法案理由書において説明されている。⁽¹⁷⁾

2 新身分証明書法の制定

(1) 背景及び立法目的

ドイツにおいては 1997 年から署名法⁽¹⁸⁾が施行され、電子署名の仕組みが設けられている。電子署名は、官公庁への申請や銀行の決済、商

(11) Ingo von Münch, *Grundgesetz: Kommentar*, Band 1, 6, neubearbeitete Auflage, München: C.H.Beck, 2012, S.1413.

(12) 連邦と州が協力することができる他の行政分野として、地域の経済構造の改善並びに農業構造及び海岸護岸の改善（基本法第 91a 条）、研究助成及び教育制度評価（同第 91b 条）、行政制度評価（同第 91d 条）、求職者基礎保障（同第 91e 条）がある。山口和人「ドイツ連邦制下の州と自治体」『レファレンス』no.759, 2014.4, pp.8-9 (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8620005_po_075901.pdf?contentNo=1) を参照。

(13) 連邦と州は、行政における IT の協力のために、次の協定を締結した。Vertrag über die Errichtung des IT-Planungsrats und über die Grundlagen der Zusammenarbeit beim Einsatz der Informationstechnologie in den Verwaltungen von Bund und Ländern vom 20. November 2009 (BGBl. 2010 I S.663).

(14) 連邦と州の共同の IT ネットワークに関する細目を定めるために、次の法律が制定された。Gesetz über die Verbindung der informationstechnischen Netze des Bundes und der Länder (IT-NetzG) vom 10. August 2009 (BGBl. I S.2702, 2706). 連邦、州、地方自治体の共同の IT ネットワークとして、ドイツ・オンライン・インフラストラクチャー（Deutschland-Online Infrastruktur）が構築され、運用されている。米丸 前掲注(2), pp.41-42.

(15) 連邦内務省の事務次官が、連邦政府の IT 監察官を兼務している。

(16) 通常、州の IT 主管省の事務次官である。

(17) Deutscher Bundestag, *op.cit.* (10), S.8.

(18) 1997 年の署名法は、2001 年の署名法により廃止された。現在効力を有する署名法は、Gesetz über Rahmenbedingungen für elektronische Signaturen (SigG) vom 16. Mai 2001 (BGBl. I S.876) である。平田健治「ドイツ電子署名法の改正」『阪大法学』51(5), 2002.1, pp.31-46; 米丸恒治訳「資料 ドイツ新電子署名法」『立命館法学』279 号, 2001, pp.1517-1534 を参照。1997 年の署名法については、石井五郎「マルチメディア法」『外国の立法』no.204, 1999.12, pp.236-237, 248-252 を参照。

品注文の際の確実な本人確認手段であり、当初は、電子署名を用いて行政手続における電子申請を推進することが想定されていた。2002年には行政手続法が改正され⁽¹⁹⁾、行政手続において、電子署名を行った電子文書を紙の文書の代替とすることができるとされた。しかし、電子署名の使用は難しく普及しなかったため、他の本人確認手段が検討されてきた⁽²⁰⁾。その結果、2009年に新たな身分証明書法が制定され(2010年11月施行)⁽²¹⁾、電子的身分証明書による電子的本人証明の仕組みが導入された⁽²²⁾。

新身分証明書法の主な立法目的は、①身分証明書の電子的蓄積処理媒体に顔写真及び(申請者本人の申請がある場合に限り)指紋の生体的特徴を蓄積すること、②身分証明書の証明機能をインターネット上での電子的本人証明に拡大することであった⁽²³⁾。この法律により、身分証明書の不正使用や偽造を防止する機能が高められたほか、身分証明書所持者が電子的本人証明機能を利用する場合には、一定の行政手続や、銀行口座の開設、保険契約等の手続をオンライン

上で行うことができるようになった。

(2) 法律の概要

(i) 身分証明書の所持義務及び身分証明書の記載事項

16歳以上のドイツ国民は身分証明書を所持する義務を負う(第1条)。身分証明書には、発行官庁、発行年月日、有効期限等のほか、身分証明書所持者の氏名、生年月日、出生地、写真、身長、署名、眼のこう彩色、一連番号⁽²⁴⁾等を記載し、内蔵された電子的な蓄積処理媒体にも同様の情報に加え、所持者の任意でその指紋に関する情報を記録する(第5条)。身分証明書の有効期間は原則10年とする(第6条)。

(ii) 身分証明書の発行及び利用停止

身分証明書は本人の申請に基づき発行する(第9条)。発行申請者は申請時に電子的本人証明機能を利用するか否かを意思表示し(発行後変更可)、その意思に応じて電子的本人証明機能は有効化され、又は無効化される(第10条)。

(19) Drittes Gesetz zur Änderung verwaltungsverfahrenrechtlicher Vorschriften vom 21. August 2002 (BGBl. I S3322)。この法律により、行政手続法に第3a条が新設され、電子文書について定められた。この規定は、2003年2月1日に施行された。なお、私法の領域については、2001年8月に施行した Gesetz zur Anpassung der Formvorschriften des Privatrechts und anderer Vorschriften an den modernen Rechtsgeschäftsverkehr vom 13. Juli 2001 (BGBl. I S.1542)により、同様の規定が導入されていた。平田 同上, pp.33-34。

(20) Bundesministerium des Innern, *op.cit.* (9), S.13f.

(21) ドイツの身分証明制度の経緯については、Utz Schliesky (Hrsg.), *Gesetz über Personalausweise und den elektronischen Identitätsnachweis: Kommentar*, Kiel: Universität Kiel Lorenz-von-Stein-Inst, 2009, S.5-9; Gerrit Hornung und Jan Möller, *Passgesetz Personalausweisgesetz: Kommentar*, München: C. H. Beck, 2011, S.16-20を参照。

(22) 新身分証明書及び電子的本人証明の具体的な仕組みについては、米丸恒治「ドイツにおけるeIDカード(電子身分証)の概要と特徴—eIDの官民共用と個人情報保護のしくみ—」『行政 & 情報システム』46(1), 2010.2, pp.32-37; 同「電子取引における認証と個人情報保護—ドイツ新電子身分証明書における認証と個人情報保護技術—」『Law and Technology』51号, 2011.4, pp.34-63を参照。

(23) Deutscher Bundestag, *Drucksache 16/10489*, S.20。なお、新身分証明書法制定の大きな契機として、2006年の連邦制改革における連邦と州の立法権限配分の見直しがある。2006年の連邦制改革以前は、身分証明制度については、旧基本法第75条第1項の規定により、連邦は各州の立法の枠組み(大綱の規定)のみを定めることができるとされていたが、2006年の連邦制改革により、身分証明制度は、連邦が専属的立法権限を有する事項として現行の基本法第73条第1項に規定された。

(24) 4桁の官庁識別番号と無作為に作成された5桁の番号から成る。これは、本人の識別番号として様々な手続において普遍的に使われるものではない。ドイツでは、税務(steuerliche Identifikationsnummer)、年金保険(Rentenversicherungsnummer)及び健康保険(Krankenversicherungsnummer)において、それぞれ個人識別番号が付与されるが、これらは個人情報の保護のため本来の目的以外に用いることができない。

身分証明書所持者が身分証明書を紛失した場合には、発行官庁にその旨を届け出るか利用停止一覧管理者にその旨を直接連絡することで、電子的本人証明機能を利用停止することができる(同条)。身分証明書作成者は、電子的本人証明機能の利用、利用停止等に使用するための暗証番号、利用停止暗号等を身分証明書所持者に身分証明書とは別に送付する(第13条)。

(iii) 身分証明書に蓄積された個人データの取扱い

身分証明書に蓄積された個人データの収集及び使用については、本人確認の権限を有する官庁が本人確認の目的で行う場合(第15条から第17条まで)とそれ以外の機関による場合(第18条から第20条まで)がある。身分証明書所持者は身分証明書の電子的蓄積処理媒体からの個人データの伝達により電子的本人証明機能を利用することができる(第18条)。公的機関及び非公的機関は、電子的本人証明以外の目的で個人データを蓄積するために身分証明書を使用してはならず、一連番号、利用停止暗号等を個人データの自動呼出し等のために使用してはならない(第20条)。

(iv) サービス提供者への個人データ照会の資格付与及び電子署名

サービス提供者⁽²⁵⁾は、業務目的が不正でない等の要件を満たす場合には、身分証明書所持者の個人データを資格証明書の提示により照会す

る資格を申請により付与され、不正がある場合には取り消され、又は撤回される(第21条)。身分証明書は、署名法⁽²⁶⁾上の安全署名作成装置として作成する(第22条)。

(v) 身分証明書登録簿及び個人データの蓄積

身分証明書の真正性や身分証明書所持者の本人確認等のため、身分証明書に記載された事項等を記載した身分証明書登録簿が作成される(第23条)。全ての一連番号を包括する集中的なデータの蓄積は身分証明書の所在証明の目的で身分証明書作成者のもとに蓄積する場合に限定されており、連邦レベルでは生体的特徴のデータバンクを構築しないことになっている(第26条)。

(vi) 身分証明書所持者の義務

身分証明書所持者の義務としては、身分証明書に記載した事実が不正確な場合の身分証明書の提示、外国籍を取得した場合の届出、他人に暗証番号を知られないための合理的措置を講ずること等がある(第27条)。

(3) 施行状況等

電子的身分証明書の利用には別途カード読取機の購入が必要となるものの⁽²⁷⁾、連邦内務省の推計では、2014年現在約2550万人が新身分証明書を所持し、そのうち約700万人が電子的本人証明機能を利用している⁽²⁸⁾。

(25) サービス提供者には、行政官庁、保険会社、金融会社等がある。Anwendungen der Online-Ausweisfunktion - Wo kann ich die Funktion nutzen? (http://www.personalausweisportal.de/DE/Buergerinnen-und-Buerger/Anwendungen/Anwendungen_node.html) では、市民サービス、保険、金融、その他のサービスの4つに大別されてサービス提供者が紹介されている。

(26) 前掲注(18)を参照。

(27) カード読取機の製造事業者に対しては、2009年の第2次緊急経済対策補正予算から2千万ユーロ余りが支出され、これにより、無償又は割引額でカード読取機が消費者に引き渡された。Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/268*, S.16.

(28) 2014年4月16日付連邦内務省の回答による。正確な新身分証明書の使用人数は州政府による統計がないため不明であるとのことである。なお、2011年国勢調査による年齢別人口では、総人口は約8021万人であり、そのうち16歳以上の人口は約6863万人であった。Statistische Ämter des Bundes und der Länder, *Bevölkerung nach Alter in Jahren und Geschlecht für Deutschland: Ergebnisse des Zensus am 9. Mai 2011 sowie Ergebnisse der bisherigen Fortschreibung zum 30. April 2011*, 10. April 2014. (https://www.destatis.de/DE/Methoden/Zensus/_/Downloads/2D_

新身分証明書法施行3年後の2013年11月の報道は、電子的本人証明機能の利用者が増えない背景として、情報漏えいの懸念が市民にあることや、電子的本人証明機能の使用による手続上・費用上の負担減が企業等にも十分認識されていないことを挙げている。さらに、これまで身分証明書の個人情報の明白な不正利用は確認されないものの、情報技術の専門家の指摘によれば現在のカード読取機ではコンピュータがウイルスに感染した場合に暗証番号等を不正に知られてしまうおそれがあると報じている。⁽²⁹⁾

II 2010～2013年の政策プログラム「インターネットを利用した透明性の高い行政」

2010年から2013年までに実施された政策プログラム「インターネットを利用した透明性の高い行政」においては、前プログラムに引き続き、①行政の人事管理、②行政の事務及び組織の最適化、③情報通信技術の3つの分野における20のプロジェクトが実施された。これらの

プロジェクトには、後述のDeメール法及び電子政府法の制定のほかに、例えば官庁統一電話番号115⁽³⁰⁾、ライン・ネッカーメトロポール⁽³¹⁾における電子政府モデル事業、オープン・ガバメント⁽³²⁾等があった⁽³³⁾。本章では、この政策プログラムの一環として制定されたDeメール法及び電子政府法の概要を紹介する。

1 Deメール法の制定

(1) 背景及び立法目的

インターネットや電子メールの普及にもかかわらず、市民と官庁との間の手続は紙の文書で行われることが多い。これは、従来の電子メールのセキュリティが万全ではなく、電子メールには、その内容を読み取られたり改ざんされたりするおそれがあるという事情による。そのため、電子メールのように簡便で、紙の文書と同程度のセキュリティを保障する通信の制度を導入する計画が、2006～2009年の政策プログラムにおいて既に掲げられていた⁽³⁴⁾。この計画は2010～2013年の政策プログラムにおいて「De

BevoelkerungJahre.xls?__blob=publicationFile) 新身分証明書の所持者数は、身分証明書所持の義務を負う者の数のまだ半分に満たないことになる。

(29) „Der neue Perso: Bilanz nach drei Jahren,“ NDR, 01.11.2013. <<http://www.ndr.de/info/sendungen/reportagen/personalausweis155.html>> 新身分証明書導入の問題点としては、技術的に習熟していない市民が個人情報を意図せず漏えいしてしまう危険性が指摘されていた。Jan Leven, „Der neue elektronische Personalausweis -Funktionen, Rechtsrahmen, Datenschutz,“ *Verwaltungsrundschau*, Vol.58 No.1, 2012, S.6; Georg Borges, „Der neue Personalausweis und der elektronische Identitätsnachweis,“ *Neue Juristische Wochenschrift*, 46, 2010, S.3339.

(30) 市民が115番に電話を掛けることで、地域や所管にかかわらず行政サービスに関する情報を得ることができる。参加する連邦、州、地方自治体の官庁は漸次増えており、現在2万の官庁が参加している。115ウェブサイト<http://www.115.de/DE/ueber_115/115_in_kuerze/115_in_kuerze_node.html>を参照。

(31) メトロポールは、1995年3月8日の連邦・州国土計画大臣会議(MKRO)の決定において、「社会的、経済的及び文化的な発展の原動力であるメトロポールによりドイツ及び欧州の競争力を維持すべき」とされたことからその意義を認められてきた。このMKROの決定を受け、ドイツにおいて、1997年以降現在まで11のメトロポールがMKROにより指定されている。メトロポールにおいては、行政区画を越えて企業、大学、地方公共団体及び州が協力しており、6つのメトロポールにおいては、その区域が2以上の州にわたっている。Birgitte Adam, *Europäische Metropolregionen in Deutschland – Perspektiven für das nächste Jahrzehnt*-, Konrad Adenauer Stiftung, 2006, S.7f. <http://www.kas.de/wf/doc/kas_7772-544-1-30.pdf?070807133829>

(32) これは、行政の透明化のためのオープンデータの取組である。

(33) 同政策プログラムの実施の最終報告書が連邦内務省から出されている。Bundesministerium des Innern, *Regierungsprogramm „Vernetzte und transparente Verwaltung“ Abschlussbericht 2013*. <http://www.bmi.bund.de/SharedDocs/Downloads/DE/Broschueren/2013/regierungsprogramm_abschlussbericht.pdf?__blob=publicationFile>

(34) Bundesministerium des Innern, *op.cit.* (3), S.20.

メール」という名称で再び盛り込まれ、2011年にDeメール法が制定された。同法は、2011年5月3日から施行されている。

(2) 法律の概要

(i) Deメールの枠組み

Deメールサービスとは、安全で、信頼でき、証明可能な事務取引をインターネット上において全ての者に保障するサービスをいう(第1条)。Deメール法が定める事務は、連邦情報技術安全庁(Bundesamt für Sicherheit in der Informationstechnik)が所掌する(第2条)。

Deメールサービスは、連邦情報技術安全庁が認可した認可サービス提供者により提供される(第1条)³⁵⁾。Deメールサービスの認可サービス提供者として認可を受けるためには、最新の技術を用いて、技術上及び組織上の要件を満たさなければならない(第17条～第18条)³⁶⁾。Deメールの基本的なサービスは、通常の電子メールと同様、アカウントサービス及びメール送受信サービスである(第3条～第5条)。

(ii) Deメールにおけるセキュリティ措置

Deメールにおいては、セキュリティを強化

する各種の措置がとられている。

Deメールの利用を希望する者は、アカウントを開設する際に、氏名や生年月日、住所等を登録するが、この情報は、認可サービス提供者により、写真が添付された身分証明書等の情報と照合される(本人確認³⁷⁾)(第3条)。

アカウントには、通常ユーザー名とパスワードの入力によりログインすることができるが、アカウントへの不正アクセスの防止のため、ログインにもう1つ手続が必要となる「安全なログイン」も保障される。利用者は、安全なログインの手続を複数の選択肢から選ぶことができるが、選択肢には電子的身分証明書の利用がなければならない。(第4条)

さらに、利用者とアカウントとの間の通信及び認可サービス提供者間の通信が暗号化されるほか、送信者の認可サービス提供者から受信者の認可サービス提供者までの間においてDeメールの内容が暗号化される(第4条第3項及び第5条第3項)³⁸⁾。また、Deメールに対しては、ウイルスチェックが行われる(第3条第4項)ほか、安全なログインをした上でのDeメールの送信(第5条第5項)や、本人確認サービス³⁹⁾により(第6条)、送信者の身元が受信者にとつ

35) 現在Deメールの認可サービス提供者として認可されているのは、ドイツ・テレコム等4社である。連邦情報技術安全庁のウェブサイトを参照。〈https://www.bsi.bund.de/DE/Themen/EGovernment/DeMail/Akkreditierte_DMDA/Akkreditierte_DMDA_node.html;jsessionid=404E0ECD916D764984F9AFBB0AD4E302.2_cid286〉ドイツ・ポストは、Deメールと類似のE郵便(E-Postbrief)というサービスを2010年から提供しているが、これはDeメール法で定める要件をすべて満たすものでない。„Absage an De-Mail,“ *Süddeutsche Zeitung*, 13./14. April 2013, S.28.

36) 具体的な要件は、連邦情報技術安全庁の技術指針に定められている。Technische Richtlinie 01201 De-Mail (eBanz AT40 2011 B1)。最新版は、〈https://www.bsi.bund.de/DE/Themen/EGovernment/DeMail/TechnischeRichtlinien/TechnRichtlinien_node.html〉に掲載されている。

37) 本人確認は、電子署名や電子的身分証明書等によっても可能である。Deメールのために本人確認を行う専門の事業者もある。これは、連邦情報技術安全庁に認可された事業者である。例えば、Hermesという事業者がある。Hermesウェブサイト〈<https://blog.myhermes.de/hermesabc/identitaetspruefung-am-hermes-paketshop-fuer-die-de-mail-adresse/>〉

38) Deメールにおいては、送信者と受信者の間において、メールの内容を完全に暗号化(エンド・トゥ・エンド暗号化)すべきものとされていないが、その理由は、エンド・トゥ・エンド暗号化を行うとウイルスチェックできないため、また、エンド・トゥ・エンド暗号化には送信者と受信者の双方が特別なアプリケーションを備える必要があり、普及が進まないおそれがあるためである。連邦内務省ウェブサイトを参照。〈<http://www.bmi.bund.de/SharedDocs/FAQs/DE/Themen/PolitikGesellschaft/Informationsgesellschaft/demail/f7.html>〉

39) 認可サービス提供者により提供されるサービスで、受信者に送信者の本人情報を安全に電子的に確認させるためのものである。

て確実となる。

(iii) 認可サービス提供者による De メール の送達

このようにセキュリティが強化された De メールは、市民と官公庁との間の通信にも使われることが期待されており⁽⁴⁰⁾、裁判所の文書や行政文書が De メールで送信される場合には、認可サービス提供者は法律の規定に従って送達する義務及び権限を有するとされた（第 5 条第 6 項）。

2 電子政府法の制定

行政の電子化を推進し、市民の利便性を向上することを目的として、「電子政府法を制定し、その関係法令の一部を改正する法律」が 2013

年に制定された。

この法律により、関連法令として行政手続法等が改正され、従来の電子署名に加え、安全なログインをした上で De メールにより送信する電子文書又は電子的身分証明書の本人証明機能を利用して送信する電子様式をもって、紙の文書に代えることができる旨が定められた⁽⁴¹⁾。

新たに制定された電子政府法は、このような本人確認手段の拡大を基に、申請から文書の保存までの行政手続の全過程を電子化することを目的とするものである。最終的には、2020 年までに電子的な文書管理を行う体制を全面的に導入することが予定されている。電子化に際しては、従来の行政手続の過程を分析し、必要に応じて手続を変更することとされており、紙の文書による手続をそのまま電子化するものでは

表 電子政府法が定める主な実施事項とその実施時期

実施時期（注 1）	主な実施事項（根拠規定）	対象の官庁
2013 年 8 月 1 日	電子決済手続の導入（第 4 条）	全官庁（注 2）
	電子的な証明書の受付（第 5 条）	全官庁
	紙の文書の電子化（第 7 条）	連邦官庁
	事務プロセスの最適化（第 9 条）	連邦官庁
	機械可読形式でのデータ提供（第 12 条）	全官庁
	電子的様式（第 13 条）	全官庁
	公報の刊行義務の電子版による遂行（第 15 条）	全官庁
2014 年 7 月 1 日	適格電子署名を施された電子文書の受付（第 2 条）	全官庁
2015 年 1 月 1 日	電子的身分証明書による本人確認（第 2 条）	連邦官庁
2020 年 1 月 1 日	電子的な文書管理体制の導入（第 6 条）	連邦官庁
連邦の De メールゲートウェイの運用開始から 1 年後	De メールアカウントの開設（第 2 条）	連邦官庁

（注 1）実施時期は、「電子政府法を制定し、その関係法令の一部を改正する法律」第 31 章に定められている。

（注 2）「全官庁」とは、電子政府法第 1 条に規定する官庁をいう。

出典：連邦内務省の資料 „Übersicht über die Umsetzungsverpflichtungen aus dem Gesetz zur Förderung der elektronischen Verwaltung sowie zur Änderung weiterer Vorschriften“ 〈http://www.bmi.bund.de/SharedDocs/Downloads/DE/Nachrichten/Kurzmeldungen/umsetzungsverpflichtung-egov.pdf?__blob=publicationFile〉を参照して筆者作成。

(40) De メールは、民間企業と消費者との間又は民間企業間の通信にも使われるものである。

(41) 渡辺富久子「【ドイツ】電子政府法の制定」『外国の立法』no.258-2, 2014.2, pp.14-15. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8423370_po_02580206.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>〉

ない。

電子政府法は、連邦官庁の行政活動並びに州及び市町村が連邦法を執行する場合の行政活動に適用され(第1条)、電子政府法の各規定には、連邦の官庁のみを拘束するものと、州や市町村の官庁をも拘束するものがある。

電子政府法が定める主な実施事項は、段階的に実施される。そのスケジュールを前ページの表に示した。

おわりに

以上のように、ドイツにおける行政の電子化は少しずつではあるが、着実に進められている。2013年12月に発足したCDU/CSUとSPDとの現連立政権⁽⁴²⁾は、今後4年間の政策プログラム

「デジタル行政2020」の骨子⁽⁴³⁾を2014年4月に発表した。主な課題は、電子政府法を着実に実施し、2020年までに電子的な文書管理の体制を導入することとされている。このため、2016年7月末までに、連邦の法令で定められている紙の文書の提出要件及び官署に出頭する義務で、廃止することができるものについて、連邦政府による検討が行われる⁽⁴⁴⁾。

行政手続の電子化による市民の利便性の向上と、個人データ保護やセキュリティの向上を両立させることは難しい課題であるが、ドイツの電子政府がどのようなものとなるか、今後も注目される。

(わたなべ ふくこ)

(こが つよし)

(42) その連立協定においては、行政の電子化に資するための連邦公文書館法の改正も予告されている。Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD, 18. Legislaturperiode, *Deutschlands Zukunft gestalten*, S.92.

(43) Eckpunkte zum Programm „Digitale Verwaltung 2020.“ <http://www.verwaltung-innovativ.de/SharedDocs/Publicationen/Artikel/eckpunkte_digitale_verwaltung_2020.pdf?__blob=publicationFile&v=2>

(44) Gesetz zur Förderung der elektronischen Verwaltung sowie zur Änderung weiterer Vorschriften vom 25. Juli 2013 (BGBl. I S.2749) の Artikel 30 で規定されている。

身分証明書及び電子的本人証明に関する法律（身分証明書法）

Gesetz über Personalausweise und den elektronischen Identitätsnachweis (Personalausweisgesetz)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
政治議会課 古賀 豪訳
調査及び立法考査局ドイツ法研究会*訳

【目次】

- 第1章 総則（第1条～第8条）
- 第2章 証明書の発行及び利用停止（第9条～第13条）
- 第3章 個人データの取扱い（第14条～第20条）
- 第4章 資格及び電子署名（第21条～第22条）
- 第5章 身分証明書登録簿及び蓄積に関する規定（第23条～第26条）
- 第6章 証明書所持者の義務並びに証明書の無効及び剥奪（第27条～第30条）
- 第7章 手数料及び立替金並びに過料に関する規定（第31条～第33条）
- 第8章 命令の授権及び経過規定（第34条～第35条）

第1章 総則

第1条 証明書に係る義務及び証明書に係る権利

- (1) 基本法 [Grundgesetz] 第116条第1項⁽¹⁾にいうドイツ人は、満16歳に達した場合において、一般的な届出義務⁽²⁾に服するとき又は一

般的な届出義務には服さないものの主にドイツ国内に滞在するときは、直ちに、証明書を所持する義務を負う。当該ドイツ人は、本人確認の権限を有する官庁の要求に応じ、証明書を提示しなければならない。証明書所持者に対し、当該身分証明書を寄託し、又はその他の方法でその占有を放棄するよう要求してはならない。本人確認の権限を有する官庁について、並びに没収及び押収の場合には、この限りでない。

- (2) 証明書に係る義務は、内水航行船舶又は海洋航行船舶の乗組員として州の住民登録法 [Landesmeldegesetz] により特別な届出義務に服する者にも課せられる。証明書に係る義務は、自由刑に服している者には課せられない。旅券法 [Passgesetz] 第1条第2項にいう有効な旅券を所持する者は、第1項第1文及び第2文に規定する証明書に係る義務を自らの旅券の所持及び提示によっても履行することができる。

- (3) 第7条第1項及び第2項に規定する所轉身

* この翻訳は、連邦法務省と Juris の共同法律データベースである Gesetze im Internet の Personalausweisgesetz vom 18. Juni 2009 (BGBl. I S. 1346), das zuletzt durch Artikel 2 Absatz 13 u. Artikel 4 Absatz 1 des Gesetzes vom 7. August 2013 (BGBl. I S. 3154) geändert worden ist を訳出したものである。(<<http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/pauswg/gesamt.pdf>>) 以下、インターネット情報は、2014年5月30日現在のものである。訳文中 [] 内の語句は、原文の補記も含めて訳者が補ったものである。なお、調査及び立法考査局ドイツ法研究会は、以下のメンバーである。齋藤純子、山口和人、山岡規雄、安部さち子、古賀豪、渡辺富久子、山本真生子、諸橋邦彦、鈴木尊紘、濱野恵、丸本友哉（現・利用者サービス部サービス企画課）。

(1) ドイツ人の定義に関する規定。

(2) 連邦住民登録法 (Bundesmeldegesetz) 上の届出義務。連邦住民登録法については、渡辺富久子「【ドイツ】連邦住民登録法の制定」『外国の立法』no.256-1, 2013.7, pp.14-15. (<[>\) を参照。2006年の連邦制改革前の旧住民登録大綱法 \(Melderahmengesetz\) の解説・翻訳は、戸田典子「ドイツの住民登録法大綱法—電子政府と個人情報保護—」『外国の立法』no.224, 2005.5, pp.37-66. \(<\[>\\) を参照。\]\(http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000410_po_022403.pdf?contentNo=1&alternativeNo=\)](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8233300_po_02560106.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)

分証明書官庁⁽³⁾は、次の各号に掲げる者について証明書に係る義務を免除することができる。

1. 世話人が任命されている者のうち仮命令のみにより世話人が任命されている者を除くもの又は行為能力若しくは同意能力を欠いており、公的に認証された委任状により委任を受けた者によって代理されている者
 2. 病院、介護ホーム又は類似の施設に長期に入所することが見込まれる者
 3. 継続的障害のために公共の場所において単独で移動することができない者
- (4) 次の各号に掲げる者にも、申請に基づき証明書を発行しなければならない。
1. 満 16 歳に達していない者
 2. 基本法第 116 条第 1 項にいうドイツ人であって、ドイツ国内に住居を有しないという理由により届出義務に服さないもの

第 2 条 概念の定義

- (1) この法律において証明書 [Ausweis] とは、身分証明書 [Personalausweis] 及び仮身分証明書 [vorläufige Personalausweis] をいう。
- (2) この法律において本人確認の権限を有する官庁 [Zur Identitätsfeststellung berechtigte Behörden] とは、その法律上の任務の達成のため、高権的措置⁽⁴⁾として個人の身分を確認する権限を有する公的機関をいう。
- (3) サービス提供者 [Diensteanbieter] とは、行政任務の遂行のため又は自己の業務目的の達成のために、証明書所持者の本人証明又は個別の本人特定事項の証明を必要とする自然人及び法人であって、その住所、営業所の所在地又は事務所の所在地が、個人データの処

理に際しての自然人の保護及び自由なデータ流通に関する 1995 年 10 月 24 日の欧州議会及び理事会指令 95/46/EC [Richtlinie 95/46/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 24. Oktober 1995 zum Schutz natürlicher Personen bei der Verarbeitung personenbezogener Daten und zum freien Datenverkehr] の適用領域並びにこれと同等のデータ保護の水準を有する国にあるものをいう。

- (4) 資格証明書 [Berechtigungszertifikat] とは、サービス提供者が次の各号に掲げる事項を行うことができるようにする電子的証明書をいう。
 1. 自己の身分を身分証明書所持者に対して証明すること。
 2. 身分証明書からの個人データ及び証明書関係データの伝達について照会すること。
適格サービス提供者は、資格証明書を付与される。本人確認の権限を有する官庁は、高権的資格証明書を付与され、専ら本人確認の高権的活動のために当該資格証明書を使用しなければならない。
- (5) サービス及びカードに固有の識別記号 [dienste- und kartenspezifisches Kennzeichen] とは、身分証明書の蓄積処理媒体において計算される記号列をいう。識別記号は、その他の個人データの伝達を要することなく、当該識別記号の計算による作成を受けたサービス提供者が身分証明書を一義的に電子的に再認識するために使用される。
- (6) 利用停止暗号 [Sperrkennwort] とは、電子的本人証明機能が有効である身分証明書の紛失の際、その利用停止のためにのみ使用する記号列をいう。

(3) 所轄身分証明書官庁とは、第 8 条の規定により、地域管轄を有する身分証明書官庁のことである。

(4) 高権 (Hoheitsgewalt) は、法的拘束力を有する命令を一方的に発することができる国家の権能をいい、国家がその目標を実現するため、公法上の優位性によって活動するとき、その活動が「高権の行使」と呼ばれる。田沢五郎『独 = 日 = 英ビジネス経済法制辞典』郁文堂、1999、p.445。

- (6a) 利用停止値 [Sperrsumme]⁽⁵⁾とは、証明書所持者の利用停止暗号、姓、名及び生年月日から計算により作成される一義的な徴表をいう。当該徴表は、利用停止緊急通報 [Sperrnotruf] 又は身分証明書官庁から利用停止一覧管理者に対して利用停止を伝達するために使用される。利用停止値の使用により、利用停止一覧管理者は、照合用一覧に基づき、電子的本人証明の利用を停止すべき利用停止鍵 [Sperrschlüssel] を調査する。
- (7) 身分証明書の利用停止徴表 [Sperrmerkmale] とは、サービス及びカードに固有の記号列であって、当該利用停止徴表の計算による作成を受けたサービス提供者が紛失された身分証明書を認識するためにのみ使用するものをいう。
- (8) 全ての証明書には、新たな一連番号⁽⁶⁾を付与する。身分証明書の一連番号は、4桁の官庁識別数及び5桁の無作為に付与された番号をもって構成し、数字及び文字を含むことができる。仮身分証明書の一連番号は、1個の文字及び7個の数字をもって構成する。
- (9) 検査数字 [Prüfziffern] は、機械可読領域のデータから計算により作成され、当該領域が損傷を受けていないことを確認するために使用される。
- (10) 暗証番号 [Geheimnummer] は、6桁の数字列をもって構成し、電子的本人証明において身分証明書からのデータ伝達の許可のために使用される。
- (11) アクセス番号 [Zugangsnummer] とは、無作為に作成され、専らカード上に視認可能な形

- 態で記載された6桁の数字列であって、身分証明書と読取装置との間の通信への不正アクセスを防止するために使用されるものをいう。
- (12) 利用停止解除番号 [Entsperrnummer] とは、無作為に作成された数字列であって、暗証番号が3回の誤入力により利用停止された場合に暗証番号の再設定を可能とするものをいう。

第3条 仮身分証明書

- (1) 証明書が直ちに必要であることを申請者が疎明する場合には、その者に仮身分証明書を発行しなければならない。
- (2) これについては、第7条第1項に規定する官庁のみが管轄する。

第4条 証明書の所有、証明書作成者及び資格証明書の発行機関

- (1) 何人も、本人に対し発行された、有効なドイツ連邦共和国の証明書を2以上所持してはならない。
- (2) 証明書は、ドイツ連邦共和国の所有物とする。
- (3) 連邦内務省は、証明書作成者、資格証明書の発行機関及び利用停止一覧管理者を決定し、連邦官報においてその名称を公示する。

第5条 証明書の様式及び蓄積データ

- (1) 証明書は、統一的な様式に従って、発行しなければならない。
- (2) 身分証明書は、発行官庁、発行年月日、有効期限、アクセス番号及び第4項第2文に掲げるデータのほか、次の各号に掲げる、証明

(5) Sperrsumme は Sperrhash とも言われ、身分証明書の作成の過程で作成者により作成され、利用停止サービスのため送信され、保管される。Jens Bender et al., „Das Sperrmanagement im neuen deutschen Personalausweis“, *Datenschutz und Datensicherheit*, Vol.34, No.5, 2010, S.297-298.

(6) 4桁の官庁識別番号と無作為に作成された5桁の番号から成る。これは、本人の識別番号として様々な手続において普遍的に使われるものではない。ドイツでは、税務 (steuerliche Identifikationsnummer)、年金保険 (Rentenversicherungsnummer) 及び健康保険 (Krankenversicherungsnummer) において、それぞれ個人識別番号が付与されるが、これらは個人情報の保護のため本来の目的以外に用いることができない。

書所持者に関する記載事項のみを視認可能な形態で含む。

1. 姓及び出生時の姓
 2. 名
 3. 博士号
 4. 生年月日及び出生地
 5. 写真
 6. 署名
 7. 身長
 8. こう彩色
 9. 住所。外国の住所の場合には、「ドイツ国内に主たる住居なし」と記載する。
 10. 国籍
 11. 一連番号
 12. 修道名⁽⁷⁾、芸名・筆名
- (3) 仮身分証明書は、第2項第1号から第12号までに掲げる記載事項並びに発行官庁、発行年月日及び有効期限を含む。
- (4) 証明書は、自動読取領域 [Bereich für das automatisierte Auslesen] を備える。この領域には、次の各号に掲げる記載事項のみを視認可能な形態で含むことができる。
1. 次に掲げる略記
 - a) ドイツ連邦共和国の身分証明書については、「IDD」
 - b) ドイツ連邦共和国の仮身分証明書については、「ITD」
 2. 姓
 3. 名
 4. 一連番号
 5. ドイツ国籍については、略記「D」
 6. 生年月日
 7. 有効期限
 8. 検査数字
 9. 空白
- 第17条に規定する本人審査の際は、印

刷されたアクセス番号も自動読取りをすることができる。

- (5) 身分証明書は、次の各号に掲げるデータを蓄積する電子的な蓄積処理媒体を含む。
1. 第2項第1号から第5号まで、第9号及び第12号に規定するデータ
 2. 第4項第2文に規定する機械可読領域 [maschinenlesbaren Bereich]⁽⁸⁾のデータ
 3. 第9項に規定する指紋、[電子的に]取り込まれた指の名称及び指紋の質
- (6) 蓄積データは、権限のない変更、消去及び読取りに対して保護されなければならない。
- (7) 第5項の規定にかかわらず、6歳未満の児童は、写真及び第4項第2文に規定する機械可読領域のデータのみが蓄積された電子的な蓄積処理媒体を備える身分証明書を付与される。
- (8) 一連番号、検査数字、利用停止暗号及び利用停止徴表は、証明書所持者個人に関するいかなるデータ又はその手掛りも含んではならない。
- (9) 指紋は、申請者の申請に基づく場合にのみ蓄積する。申請者の指紋は、左及び右の人差し指の平面的押捺の方式で、身分証明書の電子的蓄積処理媒体に蓄積する。人差し指の欠損、指紋の質の不足又は指先の負傷の場合には、代替として親指、中指又は薬指の平面的押捺を蓄積する。単に一時的でない種類の医学的理由により指紋の採取が不可能な場合には、指紋を蓄積しない。
- (10) 電子的蓄積処理媒体に蓄積されたデータは、第18条に規定する電子的本人証明機能も可能とする。

第6条 有効期間、期限前申請及び地理的制限

- (1) 身分証明書は、有効期間を10年として発

(7) 「修道名」とは修道会に入会して与えられる名前、例えば、マザー・テレサの「テレサ」が修道名である。

(8) 自動読取領域を指す。

- 行する。
- (2) 新しい身分証明書の発行に正当な利益があることを説明する場合には、身分証明書の有効期間が経過する前に、新しい身分証明書の発行を申請することができる。
 - (3) 24歳未満の者については、身分証明書の有効期間は、6年とする。
 - (4) 仮身分証明書の有効期間は、使用目的を考慮の上決定しなければならないが、3月を超えてはならない。
 - (5) 有効期間を延長してはならない。
 - (6) 国籍法 [Staatsangehörigkeitsgesetz] 第 29 条⁽⁹⁾ に規定する場合には、証明書の有効期間は、所轄官庁が [証明書所持者の] ドイツ国籍の継続を確認するまでは、証明書所持者が 23 歳に達する時点を越えてはならない。
 - (7) 旅券法第 7 条第 1 項⁽¹⁰⁾ に規定する要件を満たす場合には、所轄官庁は、ドイツから出国する権利を証明書が付与しない旨を個別に命令することができる。
 - (8) 第 7 項に規定する命令は、警察の国境捜査記録 [polizeilichen Grenzfehndungsbestand] に記録することができる。

第 7 条 事物管轄

- (1) ドイツ国内における証明書に関する事務については、州の指定する官庁が管轄する（身分証明書官庁）。
- (2) 外国における身分証明書に関する事務については、外務省がその指定する在外公館と共同で管轄する（身分証明書官庁）。
- (3) 第 29 条第 1 項に規定する没収及び第 29 条第 2 項に規定する押収については、身分証明書官庁、在外公館及び高権的本人確認の権限を有する官庁が管轄する。

- (4) 第 21 条に規定する資格の付与及び取消しについては、第 4 条第 3 項に規定する資格証明書の発行機関が管轄する。第 10 条第 4 項第 1 文に規定する利用停止一覧の管理については、第 4 条第 3 項に規定する利用停止一覧管理者が管轄する。
- (5) ドイツ国内におけるサービス提供者については、データ保護の基準の遵守についての所轄機関が管轄する。サービス提供者がその住所、営業所の所在地又は事務所の所在地をドイツ国内に有しない場合には、連邦データ保護・情報自由監察官 [Bundesbeauftragte für den Datenschutz und die Informationsfreiheit] を第 21 条第 5 項第 3 文にいう所轄データ保護監督官庁とする。

第 8 条 地域管轄及び地域管轄外の場合の処理

- (1) ドイツ国内においては、申請者又は証明書所持者がその住居について、又は複数の住居を有する場合には主たる住居について届出義務を負う地域の身分証明書官庁が管轄する。申請者が住居を有しない場合には、その者が一時的に滞在する地域の身分証明書官庁が管轄する。
- (2) 外国においては、申請者又は証明書所持者が通常滞在中の地域の在外公館であって外務省が指定するものが管轄する。証明書所持者は、通常の滞在中の場所について証明しなければならない。
- (3) ドイツ国内に住居を有しない内水航行船舶の乗組員については、内水航行船舶の船籍地の身分証明書官庁が、ドイツ国内に住居を有しない海洋航行船舶の乗組員については、船主の所在地の身分証明書官庁が管轄する。
- (4) 証明書発行の申請は、重大な理由があるこ

(9) 外国籍を有する未成年のドイツ人が成年に達した場合に、ドイツ国籍と外国籍のいずれを望むかを宣言する義務に関する規定。

(10) 旅券不発給に関する規定。

とについて説明された場合には、地域管轄外の身分証明書官庁であっても処理しなければならない。証明書の発行は、地域管轄の身分証明書官庁から授権された場合に限り、行うことができる。

第2章 証明書の発行及び利用停止

第9条 証明書の発行

- (1) 証明書は、基本法第116条第1項に規定するドイツ人に対して、申請に基づき発行する。行政手続法 [Verwaltungsverfahrensgesetz] 第3a条第1項⁽¹¹⁾の規定は、適用しない。申請手続において追加提出しなければならない意思表示は、データ送信により行うことができる。申請者及び法定代理人 [gesetzlicher Vertreter] は、申請に際して任意代理人 [Bevollmächtigten] に代理をさせることはできない。行為能力又は同意能力のない申請者については、この件について付与された代理権であって公証人により証明され又は文書により証明されたものが存在する場合には、この限りでない。申請者及び法定代理人又は任意代理人は、本人が出頭するものとする。
- (2) 16歳未満の未成年者及び法律行為能力がなく第1項第5文の規定により任意代理人に代理させることができない者については、監護権を有する者又は世話人として居所を指定することができる者のみが申請を行うことができる。この者⁽¹²⁾は、16歳以上18歳未満の青少年が16歳に達した後6週間以内に証明書発行の申請を自ら行わない場合には、申請を行う義務を負う。16歳以上の青少年は、この法律に定める手続行為を行うことができる。
- (3) 申請に際しては、申請者の身分及びドイツ

人であることの確認に必要な全ての事実を申告しなければならない。博士号並びに修道名及び芸名・筆名の申告は、任意とする。申請者は、必要な証明をしなければならない。申請者は、申請に際して身分証明書の蓄積処理媒体に自己の指紋を蓄積する意思の有無を表示しなければならない。申請者が指紋の記録を行わないと決定した場合にも、これによりその者が指紋照合による本人審査の手続を利用することができなくなることを除き、本人に法律上又は実際上の不利益が発生してはならない。申請者は、このこと及び指紋の記録が任意であることについて、書面で告知を受けなければならない。身分証明書に指紋を記録しなければならない場合に限り、申請者の指紋を採取し、第5条第9項に規定する条件に従った上で電子的に取り込まなければならない。児童の指紋は、その児童が6歳未満である間、採取してはならない。

- (4) 申請者の身分に疑いがある場合には、その本人確認に必要な措置を講じなければならない。身分証明書官庁は、申請者の身分を他の方法では確認することができない場合又は著しい困難の下でなければ確認することができない場合には、鑑識的措置の実施を指示することができる。身分が確認された場合には、その確認に関連して生じた書類は、廃棄しなければならない。廃棄は、記録しなければならない。
- (5) 児童が証明書の申請時に10歳以上である場合には、その児童による署名が行われなければならない。

第10条 電子的本人証明機能の無効化、有効化、利用停止及び利用停止の解除

- (1) 申請者は、身分証明書の交付の際に、身分

(11) 行政手続において電子的文書の送信を条件付きで認める規定。

(12) 「監護権を有する者又は世話人として居所を指定することが許される者」を指す。

- 証明書官庁に対し、電子的本人証明を利用する意思の有無を書面で表示しなければならない。身分証明書所持者は、この意思表示を、身分証明書の有効期間中いつでも、身分証明書官庁に対する意思表示により、変更することができる。申請者に電子的本人証明を利用する意思がない場合には、身分証明書官庁は、この機能を無効にする。申請が在外公館において行われる場合には、申請者は、申請の際にこの意思表示をしなければならない。
- (2) 申請者が申請の時点で16歳未満である場合には、証明書作成者は、交付前にこの機能を無効にする。第1項第4文の規定により在外公館において意思表示が行われ、かつ、申請者に電子的本人証明を利用する意思がない場合にも同様とする。
- (3) 証明書所持者が申請の時点ですでに16歳に達している場合には、その者の申請及び身分証明書の提示に基づき、身分証明書の有効期間内において、無効にした電子的本人証明を有効にすることができる。同様に、有効にした電子的本人証明は、身分証明書の有効期間内において、申請に基づき無効にすることができる。
- (4) 第7条第4項第2文に規定する利用停止一覧管理者は、各サービス提供者に、電子的本人証明機能が有効な紛失された身分証明書の利用停止徴表のみの一覧（利用停止一覧）であって当該サービス提供者のために計算により作成された最新のものを、公衆に常時利用可能な通信接続上で提供する。サービス提供者は、自らのために計算により作成された利用停止一覧を定期的に呼び出し、電子的本人証明により当該一覧と受け入れようとする身分証明書とをその場において照合する。
- (5) 発行身分証明書官庁⁽¹³⁾は、次の各号に掲げる事実を知った場合には、利用停止一覧の更新のため、身分証明書の利用停止値を第7条第4項第2文に規定する利用停止一覧管理者に遅滞なく伝達しなければならない。
1. 電子的本人証明機能が有効な当該身分証明書の紛失
 2. 当該証明書所持者の死亡
- (6) 身分証明書所持者は、電子的本人証明機能が有効な身分証明書の滅失又は紛失の場合には、第7条第4項第2文に規定する利用停止一覧管理者への利用停止暗号の伝達によっても、電子的本人証明を即時に利用停止させることができる。第27条第1項第3号の規定により身分証明書の滅失又は紛失を身分証明書官庁に届け出る義務は、これにより影響を受けない。
- (7) 第7条第4項第2文に規定する利用停止一覧管理者は、第5項に規定する場合にあっては身分証明書官庁に、第6項に規定する場合にあっては身分証明書所持者に、利用停止サービスを公衆に常時利用可能な通信接続上で提供できるようにする。
- (8) 第5項又は第6項に規定する利用停止がなされた後で、身分証明書所持者が身分証明書を発見したことを第9条第1項第6文の要件に従って、かつ、当該身分証明書を提示して伝達した場合には、身分証明書官庁は、第7条第4項第2文に規定する利用停止一覧管理者に当該身分証明書の利用停止登録の消去を要請する。第27条第1項第3号の規定により発見した証明書を提示する身分証明書所持者の義務は、これにより影響を受けない。
- (9) 証明書の紛失の届出の日時は、身分証明書官庁又は警察官庁により文書に記録され、かつ、発行身分証明書官庁に伝達されなければならない。

(13) 発行身分証明書官庁とは、当該身分証明書を発行した身分証明書官庁のことである。

第11条 情報提供義務

- (1) 身分証明書官庁は、身分証明書所持者の要求に応じ、その者に対し電子的な蓄積処理媒体に蓄積された読取可能なデータの閲覧を許可しなければならない。
- (2) 身分証明書官庁は、第10条第1項に規定する意思表示を準備させるため、申請の際に情報提供資料を交付し、又はDeメール法[De-Mail-Gesetz]第5条第8項⁽¹⁴⁾の規定によりDeメールを送付することにより、申請者に電子的本人証明について教示しなければならない。
- (3) 身分証明書官庁は、電子的本人証明の利用における安全性を確保するために必要な措置について、申請者に書面により教示しなければならない。
- (4) (削除)
- (5) 証明書の紛失を知った身分証明書官庁は、所轄身分証明書官庁、発行身分証明書官庁及び警察官庁に遅滞なくその旨を通知しなければならない。警察官庁は、その他の方法で証明書の紛失を知った場合には、所轄身分証明書官庁及び発行身分証明書官庁に遅滞なくその旨を通知しなければならない。通知する際には、証明書に記載された姓及び名、一連番号、発行身分証明書官庁、発行年月日並びに有効期限に関する事項を伝達するものとする。警察官庁は、警察による遺失物捜査[polizeiliche Sachfahndung]に登録しなければならない。
- (6) 第8条第4項の規定により管轄外の身分証明書官庁が証明書を発行する場合には、所轄身分証明書官庁に対し、証明書に記載された姓、名、生年月日及び出生地、発行身分証明書官庁、発行年月日、有効期限並びに一連番号を伝達しなければならない。
- (7) 身分証明書官庁は、身分証明書の電子的本

人証明機能が無効又は有効にする場合には、発行身分証明書官庁に遅滞なくその旨を通知しなければならない。

第12条 データの取込み、検査及び伝達の形式及び手続

- (1) 証明書作成を目的とする身分証明書官庁から証明書作成者へのデータ伝達、特に証明書申請に関する全てのデータ伝達は、データ送信を通じて行われる。データ送信は、仲介機関を通じて行うことができる。データ送信に関与する機関は、その時々々の技術水準に対応したデータの保護及び安全を確保するための措置、特にデータの機密性及び完全性並びに伝達機関の確認可能性を確保する措置を講じなければならない。一般に開放されたネットワークを利用する場合には、その時々々の技術水準に対応した暗号化手続を使用しなければならない。
- (2) 写真及び指紋の電子的取込み及び質の確保並びに身分証明書官庁から証明書作成者への証明書データの伝達をするため、第34条第3号に規定する法規命令で定める要求基準を満たす技術システム及びその構成部分のみを使用することができる。要求基準の遵守は、連邦情報技術安全庁[Bundesamt für Sicherheit in der Informationstechnik]が第34条第4号に規定する法規命令の規定に従い確認しなければならない。

第13条 暗証番号、利用停止解除番号及び利用停止暗号の伝達

証明書作成者は、電子的本人証明の利用、利用停止及び利用停止の解除を目的として、身分証明書の暗証番号、解除番号及び利用停止暗号を申請者に送付する。暗証番号は、他

(14) Deメールアカウントのメールの受領確認サービスに関する規定。

の書類とは別の用紙により伝達する。申請者が正当な理由を説明した場合に限り、第1文に規定する書類は、身分証明書を交付する身分証明書官庁に送付される。当該官庁は、証明書所持者に書類を提供する。身分証明書官庁は、証明書所持者に対し申請の際にこの手続のリスクを教示しなければならない。

第3章 個人データの取扱い

第14条 個人データの収集及び使用

証明書からの個人データの収集及び使用又は証明書を用了個人データの収集及び使用は、次の各号に掲げる場合に限り、行うことができる。

1. 第15条から第17条までに規定する条件に従って本人確認の権限を有する官庁が行う場合
2. 第18条から第20条までに規定する条件に従って公的機関及び非公的機関が行う場合

第15条 本人確認の権限を有する官庁による自動呼出し及び自動蓄積

(1) 本人確認の権限を有する官庁は、個人データの自動呼出しのために証明書を利用してはならない。第1文の規定にかかわらず、連邦及び州の警察官庁及び警察官署、税関当局並びに州の税務捜査機関は、その任務及び権限の範囲内で、次の各号に掲げる目的で警察の捜査記録に蓄積された個人データの自動呼出しのために証明書を使用することができる。

1. 国境管理
2. 犯罪の訴追、刑の執行又は公共の安全に係る危険の防止を目的とする捜査又は所在確認
3. 警察的観察の範囲内での関税監視
[本人]確認に至らなかった呼出しにつ

いては、第2項の規定に従って制定される法律上の規定による場合を除き、個人記録を作成してはならない。

(2) 第1項の場合には、個人データは、法律に別段の定めがある場合を除き、証明書の自動読取りの際にデータファイルに蓄積してはならず、[本人]確認に至った警察の捜査記録からの呼出しについても同様とする。

第16条 本人確認の権限を有する官庁による、一連番号、利用停止暗号及び利用停止徴表の使用

本人確認の権限を有する官庁は、個人データの自動呼出し又はデータファイルの連結が可能になるような方法により、一連番号、利用停止暗号及び利用停止徴表を使用してはならない。第1文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、一連番号を使用することができる。

1. 身分証明書官庁がそのデータファイルから個人データを呼び出す場合
2. 連邦及び州の警察官庁及び警察官署、州の税務捜査機関並びに関税捜査官庁が、無効を宣告された証明書、紛失された証明書又は権限を有しない者による使用の疑いのある証明書について、データファイルに蓄積されたその一連番号を呼び出す場合

第17条 電子的な蓄積処理媒体に蓄積されたデータに基づく本人確認の権限を有する官庁による本人審査

本人確認の権限を有する官庁は、文書の真正性又は証明書所持者の身分を審査する目的に限り、かつ、第3文及び第4文に規定する条件に反しない限り、身分証明書の電子的な蓄積処理媒体に蓄積されたデータを読み取り、使用することができる。公共の通信手段を通じて真正性又は身分を検査してはならな

い。警察執行官庁、関税行政機関、州の税務捜査機関並びに身分証明書官庁、旅券官庁及び住民登録官庁は、証明書の真正性又は所持者の身分を審査することができる範囲において、身分証明書の電子的な蓄積処理媒体に蓄積された生体その他のデータを読み取り、必要な生体データを身分証明書所持者から収集し、生体データを相互に照合する権限を有する。第3文の規定により収集されたデータは、身分証明書の真正性又は所持者の身分の審査が終了した場合には、遅滞なく消去しなければならない。

第18条 電子的本人証明

- (1) 16歳以上の身分証明書所持者は、公的及び非公的な機関に対して自己の身分を電子的に証明するために、自己の身分証明書を使用することができる。第1文の規定にかかわらず、行政手続法第3a条第1項⁽¹⁵⁾、公課法 [Abgabenordnung] 第87a条第1項第1文⁽¹⁶⁾又は社会法典 [Sozialgesetzbuch] 第1編第36a条第1項⁽¹⁷⁾に規定する要件を満たしていない場合には、電子的本人証明を行うことができない。
- (2) 電子的本人証明は、身分証明書の電子的蓄積処理媒体からのデータの伝達によって行う。この場合において、その時々技術水準に対応したデータの保護及び安全を確保するための措置、特にデータの機密性及び完全性を確保する措置を講じなければならない。一般に開放されたネットワークを利用する場合には、暗号化手続を使用しなければならない。当該身分証明書所持者以外の者は、電子的本人証明を利用してはならない。
- (3) 利用停止徴表及び身分証明書が有効である

か否かは、利用停止とされた身分証明書又は有効期限を経過した身分証明書であるか否かの審査のため、必ず伝達しなければならない。これに加え、次の各号に掲げるデータを伝達することができる。

1. 姓
 - 1a. 出生時の姓
 2. 名
 3. 博士号
 4. 生年月日
 5. 出生地
 6. 住所
 7. 文書の種別
 8. サービス及びカードに固有の識別記号
 9. ドイツ連邦共和国の場合には、略記「D」
 10. 一定の年齢を超えているか又は下回っているか
 11. 住所が照会された住所と一致するか否か
 12. 修道名、芸名・筆名
- (4) サービス提供者が有効な資格証明書を身分証明書所持者に伝達し、身分証明書所持者がその後、自己の暗証番号を入力する場合に限り、データは、伝達される。身分証明書所持者による暗証番号の入力の前には、資格証明書から、特に次の各号に掲げる事項が表示のために伝達されなければならない。
1. サービス提供者の名称、住所及び電子メールアドレス
 2. 第3項第2文⁽¹⁸⁾の規定により伝達されるデータの種類
 3. 伝達の目的
 4. データ保護に関する法令の遵守を監督する機関であって、当該サービス提供者を管轄するもの

(15) 前掲注(11)を参照。

(16) 電子的通信は受領者がアクセス可能な場合にのみ可能であるとする規定。

(17) 電子的通信は受領者がアクセス可能な場合にのみ可能であるとする規定。

(18) 訳出に当たって文の区切りを改めたので、第3項第2文は、第3項第12号までを指している。

5. 資格証明書の有効期限
- (5) 伝達は、資格証明書に記載された種類のデータに限定される。身分証明書所持者は、これらの種類のデータについても、個別に伝達から除外することができる。

第19条 電子的本人証明における蓄積

- (1) 利用停止徴表は、次の各号に掲げる場合に限り蓄積することができる。
1. 第10条第4項第1文に規定する利用停止一覧中の紛失された身分証明書の利用停止徴表である場合
 2. 第10条第4項第1文に規定する利用停止一覧中の当該身分証明書の記載の有無をサービス提供者が一時的に確認するためである場合。ただし、当該データは、確認後遅滞なく消去しなければならない。資金洗浄法 [Geldwäschegesetz]、署名法 [Signaturgesetz] 又はテレコミュニケーション法 [Telekommunikationsgesetz] に定める本人特定を行うサービス提供者においては、第10条第4項第1文に規定する利用停止一覧中の当該身分証明書の記載の有無を再確認することができるようにするため、この規定にかかわらず蓄積した利用停止徴表の消去は、蓄積開始後1週間以降に行う。
- (2) 利用停止暗号及び利用停止値は、第23条第3項第12号の規定に基づき、身分証明書登録簿においてのみ蓄積することができる。
- (3) 全ての利用停止暗号又は全ての利用停止徴表を包括する集中的な蓄積は、行ってはならない。
- (4) 電子的本人証明の実施において技術的な理

由により、又は利用停止一覧との照合のため、サービス提供者に伝達されるデータは、伝達の期間のみ蓄積することができる。第18条第3項第2文に規定するデータの処理は、これにより影響を受けない。

第20条 公的機関及び非公的機関による使用

- (1) [証明書]所持者は、公的機関及び非公的機関において、証明書を本人証明書及び免責証券 [Legitimationspapier]⁽¹⁹⁾として使用することができる。
- (2) 電子的本人証明以外の目的のために、公的機関及び非公的機関が個人データの自動呼出しのため又は個人データの自動蓄積のために証明書を使用してはならない。
- (3) 個人データの自動呼出し又はデータファイルの連結が可能になるような方法により一連番号、利用停止暗号及び利用停止徴表を使用してはならない。電子的本人証明が停止されているか否かを審査する目的でサービス提供者が利用停止徴表を照合する場合は、この限りでない。

第4章 資格及び電子署名

第21条 サービス提供者に対する資格の付与及び取消し

- (1) サービス提供者は、第2項に規定する要件を満たす場合には、書面による申請に基づき、その任務の遂行又は業務目的に必要なデータを電子的本人証明の方法により身分証明書所持者に資格証明書をもって照会する資格を付与される。第7条第4項第1文に規定する所

(19) 荷物預り証のように、債権者（受取人）の権利が証券に化体されていないが、債務者が善意で証券の呈示者に弁済すれば、（預り証の呈示者に荷物を渡せば）責任を免れる。このような証券を Legitimationspapier という。広義では善意で証券の呈示者に弁済すれば責任を免れる証券、したがって有価証券をも Legitimationspapier といい、これに対して狭義の Legitimationspapier を本来の免責証券ということがある。山田晟『ドイツ法律用語辞典』大学書林, 1981, p.240.

轄機関は、このため次の規定によりサービス提供者に資格を付与し、公衆に常時利用可能な通信接続上でしかるべき資格証明書をサービス提供者に提供する。申請に際しては、第18条第4項第2文第1号から第4号までに規定するデータを申告しなくてはならない。

(2) 第1項に規定する資格は、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合には、付与しなければならない。

1. 申告された目的が違法でないこと。
2. 目的が営利のデータ伝達ではなく、かつ、営利の又は不正なデータ伝達が行われるという根拠がないこと。
- 2a. 特定の第三者への伝達が営利のデータ伝達でない業務目的のために必要であり、かつ、営利の又は不正なデータ伝達が行われるという根拠がないこと。
3. 申請するサービス提供者が、申告した目的のために伝達する事項が必要であることを証明したこと。
4. 第34条第7号に規定する法規命令に定める要求基準、特にデータ保護及びデータの安全の要求基準が満たされていること。
5. 資格を濫用するという根拠が存在しないこと。

サービス提供者は、第4号に規定する要求基準を自らの責務として書面により確認しなければならず、[証明の]要求に応じ証明しなければならない。

(3) 資格には、期限を付さなければならない。有効期間は、3年を超えてはならない。資格は、資格証明書に記載されたサービス提供者によってのみ、かつ、資格証明書に規定する目的のためにのみ、使用することができる。資格には、附款を付することができ、しかるべき申請に基づき、改めて資格を付与するこ

とができる。

- (4) 第1項第3文に規定するデータ及び申告の修正は、第7条第4項第1文に規定する所轄機関に遅滞なく伝達しなければならない。
- (5) 資格は、サービス提供者が基本的な点で不正確又は不備な申告によってこれを得た場合には、取り消さなければならない。資格は、その付与が許されなかったであろう場合又は同じ範囲では付与が許されなかったであろう場合には、撤回しなければならない。サービス提供者が資格証明書の使用に基づいて受領した個人データを許されない方法で処理し、又は使用しているとの推定を正当化する事実が存在することを理由として、当該サービス提供者の所轄データ保護監督官庁が資格の取消し又は撤回を要求する場合には、資格は、取り消し、又は撤回するものとする。
- (6) 資格の取消し又は撤回が公表された場合には、サービス提供者は、所持する資格証明書を使用してはならない。即時執行（第30条）が猶予された期間及びその範囲では、この限りでない。

第22条 電子署名

身分証明書は、署名法第2条第10号⁽²⁰⁾の規定にいう安全署名作成装置として作成する。署名法の規定の適用を妨げない。

第5章 身分証明書登録簿及び蓄積に関する規定

第23条 身分証明書登録簿

- (1) 身分証明書官庁は、身分証明書登録簿を管理する。
- (2) 身分証明書登録簿は、この法律の施行のために、特に次の各号に掲げる事項のために使用する。

(20) 安全署名作成装置の定義に関する規定。

1. 証明書の発行及び証明書の真正性の確認
2. 証明書を所持する者又は証明書の発行を受けた者の本人確認
- (3) 身分証明書登録簿は、証明書所持者の写真及び署名並びに手続上必要な処理に係る記載のほか、次の各号に掲げるデータのみを含むことができる。
 1. 姓及び出生時の姓
 2. 名
 3. 博士号
 4. 生年月日
 5. 出生地
 6. 身長
 7. こう彩色
 8. 住所
 9. 国籍
 10. 法律上の代理人の姓、名、生年月日及び署名
 11. 一連番号
 12. 利用停止暗号及び利用停止値
 13. 有効期限
 14. 発行官庁
 15. 第6条第7項に規定する命令に関する注記
 16. 国籍法第29条⁽²¹⁾の規定による証明書所持者の宣言義務に係る記載
 17. 電子的本人証明に係る身分証明書機能が無効にされているという事実又は身分証明書が利用停止一覧に掲載されているという事実
 18. 修道名、芸名・筆名
 19. 第8条第4項第2文の規定による授権に関する証明
- (4) 身分証明書登録簿の個人データは、最短で新しい証明書の発行時まで、また最長でその個人データが関係する証明書の有効期間の満

了の5年後まで蓄積し、[その後]消去しなければならない。第7条第2項に規定する身分証明書官庁については、領事の任務を遂行する場合には、この期間を30年とする。

- (5) 所轄身分証明書官庁は、第8条第4項第2文の規定により[その発行を]授権した身分証明書に関する証明を行う。

第24条 身分証明書登録簿に蓄積されたデータの使用

- (1) 身分証明書官庁は、この法律、その他の法律又は法規命令に定める条件に従う場合に限り、個人データを収集し、又は使用することができる。
- (2) 身分証明書官庁は、次の各号に掲げる場合には、他の官庁の要請に基づき、身分証明書登録簿のデータを伝達することができる。
 1. 要請官庁が法律又は法規命令の規定に基づいて当該データを受領する権限を有する場合
 2. 要請官庁が当該データを知らなければその任務を遂行することができないこととなる場合
 3. 要請官庁が当事者から当該データを収集することができない場合若しくは不相応に高い費用を負担しなければ当該データを収集することができない場合又はデータを必要とする任務の性質上当事者からデータ収集を行うことができない場合

住民登録簿にも蓄積されたデータについては、住民登録法に定める制限を遵守しなければならない。
- (3) 要請官庁は、第2項に規定する要件を満たすことについて責任を負う。第2項に規定する要請は、当該官庁の長により特別に権限を与えられている職員のみが行うことができ

(21) 前掲注(9)を参照。

る。要請官庁は、要請の理由並びに伝達を受けるデータ及び書類の出所を記録しなければならない。連邦憲法擁護庁、州の憲法擁護機関、軍事防諜局、連邦情報局、連邦刑事庁又は連邦検事総長が身分証明書官庁に対してデータの伝達を要請する場合には、これらの要請官庁は、伝達を受ける理由を付した上、当事者の姓、名及び住所を記録しなければならない。当該記録は、特別に保管し、技術的及び組織的な措置により保護し、伝達を受けた年の翌年末に廃棄しなければならない。

- (4) 身分証明書登録簿及び住民登録簿のデータは、相互のデータを訂正するために使用することができる。

第25条 写真のデータ送信及び自動呼出し

- (1) 第24条第2項に規定する場合には、個人データをデータ送信により伝達することもできる。第12条第1項第3文の規定を準用する。
- (2) 警察官庁及び秩序維持官庁、州の税務捜査機関及び税関当局は、他の方法では身分証明書官庁に連絡することができないこととなり、かつ、それ以上待っているのは捜査目的を危うくすることとなる場合には、犯罪行為及び交通法規違反の訴追のために、自動手続により写真呼び出すことができる。郡及び独立市のレベルの警察執行官庁であって州法に定めるものが、呼出しの権限を有する。呼出しを行う官庁は、第1項及び第2項第1文に規定する要件を満たすことについて責任を負う。全ての呼出しは、呼出しの許容性の監視が可能となるように、関与する官庁によって記録しなければならない。記録には、次の各号に掲げる事項が含まれる。

1. 写真が呼び出された者の姓、名、生年月日及び出生地
2. 呼出しの日時
3. 呼出しに関与する機関の名称

4. 呼出しを行った者及び呼出しを命令した者に係る記載

5. 書類整理番号

第24条第3項第5文の規定を準用する。

第26条 個人データのその他の蓄積

- (1) 第23条から第25条までに規定する条件に従って第7条第1項及び第2項に規定する発行身分証明書官庁が蓄積する場合を除き、証明書の申請、発行及び交付を理由として、これらのために必要な記載事項及び生体的特徴を蓄積してはならない。証明書の発行に必要な申請書類及び個人データ記録媒体について、この規定を準用する。
- (2) 身分証明書官庁において蓄積された指紋は、遅くとも申請者への身分証明書の交付後に消去しなければならない。
- (3) 全ての一連番号を包括する集中的な蓄積は、証明書作成者のもとにおいてのみ、かつ、証明書の所在の証明のために限り、行うことができる。証明書作成者のもとにおける申請者のその他の個人データは、それが専らかつ一時的に証明書作成のために使用される場合を除き、蓄積してはならず、記載事項は、その後消去しなければならない。
- (4) 連邦レベルの生体的特徴のデータバンクは、構築しない。

第6章 証明書所持者の義務並びに証明書の無効及び剥奪

第27条 証明書所持者の義務

- (1) 証明書所持者は、身分証明書官庁に対し、次の各号に掲げることを遅滞なく行う義務を負う。
 1. 登録事項が不正確である場合には、証明書を提示すること。
 2. [身分証明書官庁の] 要求に応じ、新し

- い証明書の受領に際して以前の証明書を引き渡すこと。
3. 証明書の滅失を届け出ること及び発見した場合に証明書を提示すること。
 4. 外国籍の取得を届け出ること。
 5. 当該所持者が国籍を有する外国の軍隊又はこれと同等の武装化された部隊に自発的に加入した場合には、その旨を届け出ること。
- (2) 身分証明書所持者は、他人に暗証番号を知られないように、合理的措置を講じなければならない。特に、暗証番号を身分証明書上に記載し、又はその他の方法で身分証明書と共に保管してはならない。第三者に暗証番号を知られたことを証明書所持者が知った場合には、証明書所持者は、遅滞なく暗証番号を変更し、又は電子的本人証明機能を無効にするものとする。
- (3) 身分証明書所持者は、技術的及び組織的な措置により、第 18 条に規定する電子的本人証明が、その時々々の技術水準に対応して安全であるとみなすことができる環境においてのみ使用されることを確保するものとする。その際、身分証明書所持者は、連邦情報技術安全庁がこの使用目的にとって安全であると評価した技術システム及びその構成部分を特に使用するものとする。

第28条 無効

- (1) 次の各号に掲げる場合には、証明書は、無効とする。
1. 証明書により証明書所持者の身分の異論の余地のない確認を行うことができない場合又は証明書が改変された場合
 2. この法律に規定する登録事項が欠けている場合又は住所若しくは身長以外の登録事項が適切でない場合
 3. 有効期限を経過した場合

- (2) 身分証明書官庁は、証明書の付与のための要件を満たしていない場合又は事後に満たさなくなった場合には、証明書の無効を宣告しなければならない。
- (3) 電子的蓄積処理媒体の機能の障害は、身分証明書の効力を妨げない。

第29条 押収及び没収

- (1) 第 28 条第 1 項又は第 2 項に規定する無効な証明書は、没収することができる。
- (2) 次の各号に掲げる場合には、証明書を押収することができる。
1. ある者が証明書を不正に所持している場合
 2. 第 1 項に規定する没収のための要件を満たしているとの推定を正当化する事実がある場合
- (3) 押収又は没収は、書面により確認されなければならない。

第30条 即時執行

証明書がドイツから出国する権利を付与しない旨の命令（第 6 条第 7 項）、資格の取消し（第 21 条第 5 項）、証明書の没収（第 29 条第 1 項）及び押収（第 29 条第 2 項）に対する不服申立て及び取消しの訴えは、執行停止の効果を有しない。

第 7 章 手数料及び立替金並びに過料に関する規定

第31条 手数料及び立替金

- (1) この法律の規定及びこの法律に基づく法規の規定による職務行為については、行政費用を補てんするため、手数料及び立替金を徴収しなければならない。
- (2) 外務省は、購買力の格差を調整するため、ドイツ連邦共和国の在外公館が第 1 項に規定

する職務行為のために徴収する手数料及び立替金をこれより低額に又はこれに300%までの加算額を加えて定めることができる。

第32条 過料に関する規定

(1) 次の各号に掲げる者は、秩序違反を犯したものとす。

1. 第1条第2項第1文の規定が併せて適用される場合も含めて第1条第1項第1文の規定に違反して証明書を所持していない者
2. 第1条第2項第1文の規定が併せて適用される場合も含めて第1条第1項第2文の規定に違反して証明書を提示しない者
3. 第9条第2項第2文の規定に違反して申請をせず、又は適時に申請をしない者
4. 第9条第3項第1文の規定に違反して正確に申告をしない者
5. 第18条第2項第4文の規定に違反して電子的本人証明を利用した者
6. 第19条第1項第1号若しくは第2号前段、第2項、第3項又は第4項第1文の規定に違反して利用停止徴表、利用停止暗号又はデータを蓄積した者
7. 第20条第2項の規定に違反して証明書を個人データの自動呼出しのため又は個人データの自動蓄積のために使用した者
8. 第20条第3項第1文の規定に違反して一連番号、利用停止徴表又は利用停止暗号を使用した者
9. 第27条第1項第3号、第4号又は第5号の規定に違反して届出をせず、又は適時に届出をしない者

(2) 次の各号に掲げる者は、秩序違反を犯したものとす。

1. 故意又は過失により、第21条第1項第

3文の規定に違反して第18条第4項第2文第1号、第3号又は第4号に規定する事項を正確に申告しない者

2. 故意又は過失により、第21条第3項第3文の規定に違反して資格を使用した者

3. 故意又は過失により、第21条第4項の規定に違反して伝達をせず、正確に伝達をせず、完全な伝達をせず、又は適時に伝達をしない者

4. 故意又は過失により、第21条第6項第1文の規定に違反して資格証明書を使用した者

(3) 秩序違反は、第1項第6号、第7号及び第8号の場合にあっては30万ユーロ以下の過料、第1項第5号並びに第2項第1号、第2号及び第4号の場合にあっては3万ユーロ以下の過料並びにその他の場合にあっては5千ユーロ以下の過料に処することができる。

第33条 過料官庁

秩序違反法 [Gesetz über Ordnungswidrigkeiten] 第36条第1項第1号⁽²²⁾にいう行政官庁とは、この法律を連邦官庁が執行する限りにおいて、次の各号に掲げるものをいう。

1. 第32条第1項第2号及び第5号の場合には、当該管轄範囲の連邦警察官庁
2. 第32条第1項第6号から第8号までの場合には、連邦データ保護・情報自由監察官
3. 第32条第1項第4号及び第9号の場合には、外国における証明書に関する事項につき外務省
4. 第32条第2項第1号から第4号までの場合には、第7条第4項第1文に規定する資格証明書の発行機関

(22) 秩序違反の訴追及び処罰についての行政官庁の事物管轄に関する規定。

第8章 命令の授権及び経過規定

第34条 命令の授権

連邦内務省は、連邦参議院の同意を得た法規命令により、かつ、外務省の了解を得て、次の各号に掲げる事項について授権される⁽²³⁾。

1. 証明書の様式を定めること。
2. 写真及び指紋の蓄積に係る技術上の要求の詳細並びに電子的な蓄積処理媒体に保存されているデータへのアクセスからの保護を定めること。
3. 写真及び指紋の取込み及び質の確保に関する手続及び技術上の要求の詳細、人指し指の欠損、指紋の質の不足又は指先の負傷の場合に蓄積すべき指紋の順序並びに身分証明書官庁から証明書作成者への証明書申請に関する全てのデータ伝達の手続に関する形式及び詳細を定めること。
4. 第12条第2項第2文に規定する審査手続の詳細を定めること。
5. 第18条に規定する電子的本人証明に関する詳細を定めること。
6. 次に掲げる事項の詳細を定めること。
 - a) 暗証番号
 - b) 証明書所持者による電子的本人証明の

利用停止及び利用停止の解除

- c) 利用停止徴表及び利用停止暗号の蓄積及び消去
7. 資格及び資格証明書の付与の詳細を定めること。
8. この法律の規定による職務行為について、手数料を徴収する場合及びその金額の詳細を規定すること⁽²⁴⁾。法規命令において、2013年8月14日まで施行されていた文言の行政費用法 [Verwaltungskostengesetz] 及び外国費用法 [Auslandskostengesetz] の規定にかかわらず、立替金の弁済を定めることができ、手数料及び立替金の減額及び免除を許可することができる。

第35条 経過規定

第7条第2項、第8条第2項、第10条第1項第4文及び第2項第2文、第23条第4項第2文並びに第31条第2項の規定にかかわらず、国外に主たる住居を有するドイツ人については、2012年12月31日まで、当該ドイツ人が一時的に滞在する地域の第7条第1項に規定する身分証明書官庁が管轄する。

(こが つよし)

⁽²³⁾ この規定に基づき、Verordnung über Personalausweise und den elektronischen Identitätsnachweis (Personalausweisverordnung - PAuswV) vom 1. November 2010 (BGBl. I S. 1460) が制定されている。

⁽²⁴⁾ この規定に基づき、Verordnung über Gebühren für Personalausweise und den elektronischen Identitätsnachweis (Personalausweisgebührenverordnung - PAuswGebV) vom 1. November 2010 (BGBl. I S. 1477) が制定されている。

De メール法

De-Mail-Gesetz

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 渡辺 富久子訳

【目次】

- 第1章 総則 (第1条～第2条)
- 第2章 サービス提供者の義務的サービス及び任意サービス (第3条～第8条)
- 第3章 De メールサービスの利用 (第9条～第16条)
- 第4章 認可 (第17条～第19条)
- 第5章 監督 (第20条～第21条)
- 第6章 雑則 (第22条～第25条)

第1章 総則

第1条 De メールサービス

- (1) De メールサービスとは、電気通信プラットフォーム上のサービスで、安全で、信頼でき、証明可能な事務取引をインターネット上において全ての者に保障するものをいう。
- (2) De メールサービスは、安全なログイン、安全な電子郵便のためのアカウントサービス及び送受信サービス並びに De メールアドレス帳サービスから成り、これに加えて本人確認サービス及び [インターネット上の] 文書保存サービスも提供されることができる。De メールサービスは、この法律に基づき認可を受けたサービス提供者により行われる。
- (3) メール及びデータの安全な送信に資する電

気通信基盤並びに他のアプリケーションは、
[この法律による] 影響を受けない。

第2条 所管官庁

この法律に定める事務を所掌する官庁は、
連邦情報技術安全庁⁽¹⁾とする。

第2章 サービス提供者の義務的サービス及び任意サービス

第3条 De メールアカウントの開設

- (1) 認可サービス提供者は、De メールアカウント契約により、利用者に De メールアカウントを提供する義務を負う。De メールアカウントとは、De メールサービスにおいて当該利用者に割り当てられ、この者のみが利用することができる領域をいう。認可サービス提供者は、技術的手段により、当該 De メールアカウントを割り当てられた利用者のみが、当該 De メールアカウントにアクセスできることを保障しなければならない。
- (2) 認可サービス提供者は、利用者の本人情報、及び [利用者が] 法人、人的会社⁽²⁾又は公的機関の場合には、これに加えて法定代理人又は [代表] 機関構成員の本人情報を確実に確認しなければならない。認可サービス提供者

* この翻訳は、連邦法務省と Juris の共同法律データベースである Gesetze im Internet の De-Mail-Gesetz vom 28. April 2011 (BGBl. I S.666), das durch Artikel 3 Absatz 8 des Gesetzes vom 7. August 2013 (BGBl. I S.3154) geändert worden ist (<http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/de-mail-g/gesamt.pdf>) を訳出したものである。インターネット情報は、2014年5月30日現在のものである。訳文中 [] 内の語句は、訳者が補ったものである。

(1) Bundesamt für Sicherheit in der Informationstechnik. 同庁は、連邦内務省の下にある。
(2) Personengesellschaft. 人的会社とは、自然人の結合によってつくられる組合及び会社をいい、資本金会社に対する語である。人的会社には、組合、匿名会社、船舶組合、合名会社、合資会社等が含まれる。山田晟『ドイツ法律用語辞典 (改訂増補版)』大学書林, 2001, p479.

は、このために、次の各号に掲げる情報を収集し、保存する。

- 1 自然人の場合には、氏名、出生地、生年月日及び住所
 - 2 法人、人的会社又は公的機関の場合には、商号、名称又は呼称、法的形態、登録番号がある場合には登録番号、所在地又は本社所在地及び代表機関構成員又は法定代理人の氏名。代表機関構成員又は法定代理人が法人である場合には、商号、名称又は呼称、法的形態、登録番号がある場合には登録番号及び所在地又は本社所在地。
- (3) 認可サービス提供者は、De メールアカウントを利用者に利用可能とする前に、第2項に規定する情報を、次の各号に掲げる定めに従って審査しなければならない。
- 1 自然人の場合には、次のいずれかにより審査する。
 - a) 所持者の写真が貼付され、[その所持により]国内の旅券所持義務又は証明書所持義務が遂行される官庁発行の有効期限内の証明書、特に国内若しくは外国の法令の規定により承認され若しくは許容された旅券、身分証明書又は旅券代替証書若しくは身分証明書代替証書
 - b) その信頼性がaに掲げる証書と同等の文書
 - c) 身分証明書法 [Personalausweisgesetz] 第18条又は滞在法 [Aufenthaltsgesetz] 第78条第5項に規定する電子的身分証明書
 - d) 署名法 [Signaturgesetz] 第2条第3号に規定する適格電子署名
 - e) aに掲げる証書による本人確認と同等の信頼性を有する他の適切な技術的手続
 - 2 法人、人的会社又は公的機関の場合には、次のいずれかにより審査する。
 - a) 商業登記簿、協同組合登記簿、類似の

官庁作成の登記簿又は名簿の謄本

- b) 設立文書
 - c) その証拠力がa又はbに掲げる証書と同等の文書
 - d) 登記簿データ又は名簿データの閲覧
- 認可サービス提供者は、官庁発行の証明書の複写を行うことができる。認可サービス提供者は、本人確認のために利用者が申請した事項を確認した後、遅滞なく当該複写物を廃棄しなければならない。認可サービス提供者は、本人情報の確認及び審査のために、認可サービス提供者が以前に収集した当該利用者に係る個人データが利用者の確実な本人確認を保障する場合には、利用者の同意を得て、当該個人データを処理し又は利用することができる。
- (4) De メールサービスは、認可サービス提供者が利用者のDe メールアカウントを利用可能とした後に、利用することができる。De メールアカウントは、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に、利用可能となる。
- 1 認可サービス提供者が利用者を一義的に確認し、利用者及び第2項第2号の場合にはその法定代理人又は[代表]機関構成員の本人情報を収集し及び審査したこと。
 - 2 認可サービス提供者が、初回ログインに必要な登録情報を、適切な方法で利用者へ送信したこと。
 - 3 利用者が第9条第2項に規定する確認を行ったこと。
 - 4 認可サービス提供者が当該利用者のメールをウイルス対策ソフトでスキャンすることに利用者が同意したこと。
 - 5 利用者が、初回ログイン時に、[認可サービス提供者が送信した]登録情報を利用することができたことを証明したこと。
- (5) 認可サービス提供者は、利用者のDe メールアカウントを利用可能とした後、当該利用

者の本人情報の真正性を保障して保存しなければならない。認可サービス提供者は、保存した本人情報の真正性を適切な頻度で検証し、必要な場合には修正しなければならない。

第4条 De メールアカウントへのログイン

- (1) 認可サービス提供者は、利用者に対して、安全なログインによる De メールアカウント及び個別のサービスの利用を可能としなければならない。利用者の求めがある場合には、安全なログインでなくてもこれらの利用を可能としなければならない。認可サービス提供者は、安全なログインのために、不正なアクセスからの保護を目的として、2つの適切で独立したセキュリティ手段を用いる場合に限り、De メールアカウントへのアクセスが可能となることを保障しなければならない。セキュリティ手段に暗証番号が使われる場合には、その一回性及び秘密保持を保障しなければならない。1つのセキュリティ手段が用いられる場合には、De メールアカウントの利用は、安全なログインによらず行われる。この場合の通常のセキュリティ手段は、ユーザー名及びパスワードである。利用者は、De メールアカウントへのアクセスが安全なログインのみにより可能となるよう、求めることができる。
- (2) 認可サービス提供者は、第1項第2文に規定する安全なログインのために、2以上の手続から利用者が選択できるようにすることを保障しなければならない。利用者が自然人である場合には、安全なログインのための手続の1つとして、身分証明書法第18条に規定する電子的身分証明書を利用できるようにしなければならない。
- (3) 認可サービス提供者は、利用者と De メール

ルアカウントとの間の通信の暗号化を保障しなければならない。

第5条 アカウントサービス及び送受信サービス

- (1) [認可サービス提供者は、]De メールアカウントの提供により、電子メールのための安全で電子的なアカウントサービス及び送受信サービスを行う。[認可サービス提供者は、]このために、電子郵便用の De メールアドレスを利用者に割り当てるものとし、当該 De メールアドレスは、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。
 - 1 De メールアドレスのドメイン部⁽³⁾には、De メールサービスに限り利用することができる標示
 - 2 自然人の場合には、ローカル部⁽⁴⁾にその氏及び1若しくは複数の名又は当該名の一部（ユーザー名）
 - 3 法人、人的会社又は公的機関の場合には、ドメイン部にその商号、名称又は他の呼称と直接関係のある呼称
- (2) 認可サービス提供者は、利用者が自然人である場合には、当該利用者の求めに応じて、仮名の De メールアドレスを提供することができる。仮名でサービスを利用していることは、第3者にわかるように標示しなければならない。
- (3) アカウントサービス及び送受信サービスは、メールの信頼性、完全性及び真正性を保障するものでなければならない。認可サービス提供者は、このために、次の各号に掲げる事項を全て保障する。
 - 1 異なる認可サービス提供者間の通信には、暗号化されて相互に認証した回線を使うこと（通信の暗号化）。

(3) ドメイン部は、電子メールアドレスにおいて @ の後の文字列で、メールサーバを示す。

(4) ローカル部は、電子メールアドレスにおいて @ の前の文字列で、ユニークなユーザーを示す。

- 2 送信者の認可サービス提供者から受信者の認可サービス提供者まで De メールの内容を暗号化して送信すること。
- 送信者と受信者との間の完全な暗号化（エンド・トゥ・エンド暗号化）は、影響を受けない。
- (4) 送信者は、受信者によるメールのダウンロードの条件として、第4条に規定する安全なログインを指定することができる。
- (5) 認可サービス提供者は、[送信者である]利用者に対し、第4条に規定する安全なログインをしたことを、メールの中で[認可サービス提供者から]確認を受けることを可能としなければならない。当該確認が改ざんされていないことは、いつでも検証することができる。メールの受信者にこのことが分かるようにするために、送信者の認可サービス提供者は、[送信者が]第4条に規定する安全なログインをしたことを適格電子署名により確認する。
- (6) 第19条に規定するサービス提供者を除く認可サービス提供者は、訴訟法及び行政文書の送達について定める法律の規定に従って、電子メールを送達する義務を負う。認可サービス提供者は、この義務を負うときには、高権的権限⁽⁵⁾を有する（権限を委任された事業者）。
- (7) 認可サービス提供者は、送信者の求めに応じて、メールを送信したことを確認する通知を行う。送信したことを確認する通知には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- 1 送信者及び受信者の De メールアドレス
- 2 送信者の De メールアカウントからメールを送信した日時
- 3 送信したことを確認する認可サービス提供者の氏名又は商号
- 4 確認すべきメールのチェックサム⁽⁶⁾
- 送信者の認可サービス提供者は、当該通知に、署名法の規定による適格電子署名を行わなければならない。
- (8) 送信者の求めに応じて、受信者の De メールアカウントにメールが到着したことが確認される。この場合には、送信者の認可サービス提供者及び受信者の認可サービス提供者が協力する。受信者の認可サービス提供者は、受信者の De メールアカウントにメールが到着したことを確認する通知を発行する。当該通知には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- 1 送信者及び受信者の De メールアドレス
 - 2 受信者の De メールアカウントにメールが到着した日時
 - 3 到着したことを確認する認可サービス提供者の氏名又は商号
 - 4 確認すべきメールのチェックサム
- 受信者の認可サービス提供者は、当該通知に、署名法の規定による適格電子署名を行わなければならない。受信者の認可サービス提供者は、受信者にも当該通知を送信する。
- (9) 訴訟法及び行政文書の送達について定める法律の規定に従って文書を送達する権限を有する公的機関は、受信者が[メールを]受け取ったことを確認する通知を要求することができる。[公的機関は、]当該通知により、

(5) 高権的権限（Hoheitsbefugnisse）。高権（Hoheitsgewalt）は、法的拘束力を有する命令を一方向的に発することができる国家の権能をいい、国家がその目標を実現するため、公法上の優位性によって活動するとき、その活動が「高権の行使」と呼ばれる。田沢五郎『独＝日＝英ビジネス経済法制辞典』郁文堂、1999、p.445。

(6) チェックサムとは、比較的大容量のデータから、最小限の計算量によって、誤りの混入や改ざんの有無を検出する方式の一つ。秀和システム第一出版編集部編『最新標準パソコン用語事典 2013-2014 年版』秀和システム、2013、pp.395-396。

受信者の De メールアカウントにメールが到着した後、受信者が第 4 条に規定する安全なログインを行ったことを確認することができる。この場合には、送信者である公的機関の認可サービス提供者及び受信者の認可サービス提供者が協力する。受信者の認可サービス提供者は、受信者が [メールを] 受け取ったことを確認する通知を発行する。当該通知には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 送信者及び受信者の De メールアドレス
- 2 受信者の De メールアカウントにメールが到着した日時
- 3 受信者がその De メールアカウントに第 4 条に規定する安全なログインを行った日時
- 4 受信者が [メールを] 受け取ったことを確認する通知を発行した認可サービス提供者の氏名又は商号
- 5 確認すべきメールのチェックサム

受信者の認可サービス提供者は、当該通知に、署名法の規定による適格電子署名を行わなければならない。受信者の認可サービス提供者は、受信者にも当該通知を送信する。第 5 文に掲げるデータは、第 6 項に規定する送達の証明の目的に限り、処理し及び利用することができる。

- (10) 認可サービス提供者は、第 8 項に規定する到着確認の通知又は第 9 項に規定する受取り確認の通知が発行されるメールについて、De メールアカウントに安全なログインが行われないうときは、到着から 90 日以上経過しなければ受信者による削除ができないようにすることを保障する。
- (11) 認可サービス提供者は、利用者が自然人である場合には、その De メールアドレスに宛てられたメールの複写を、事前に利用者が申告した De メールアドレス (転送先アドレス)

に宛てて転送するサービスを提供し、この場合には、利用者は自分の De メールアカウントにログインする必要がない (自動転送) 。利用者は、第 4 項の規定により当該利用者に宛てて送信されたメールが転送されないようにすることができる。利用者は、自動転送サービスをいつでも取り消すことができる。自動転送サービスを利用できるようにするためには、利用者は、その De メールアカウントに安全なログインを行っていないなければならない。

第 6 条 本人確認サービス

- (1) 認可サービス提供者は、本人確認サービスを提供することができる。本人確認サービスとは、利用者が、同様に De メールアカウントの利用者である第三者に対して、自分の本人情報を安全に電子的に確認させるために、第 3 条の規定により登録した自らの本人情報を利用することができるようにするものである。本人情報は、利用者がその本人情報を通知したい第三者に対して、認可サービス提供者が利用者からの委託を受けて送信する De メールにより送信する。認可サービス提供者は、当該 De メールに、署名法の規定による適格電子署名を行う。
- (2) 認可サービス提供者は、本人情報が、認知されることなく偽造又は改ざんされないように措置を講じなければならない。
- (3) 本人情報が誤った申告に基づくこと又は改ざんの対策が十分でないことが、事実に基づき推定される場合には、所管官庁は、本人情報の利用の一時停止を命ずることができる。

第 7 条 De メールアドレス帳サービス

- (1) 認可サービス提供者は、利用者の明示的な求めに応じて、その De メールアドレス、第 3 条の規定により登録された氏名及び宛先、

当該利用者宛でのメールの暗号化に必要な情報、当該利用者が第4条に規定する安全なログインを行うことができるか否かをDeメールアドレス帳において公開しなければならない。認可サービス提供者は、利用者が第1文の規定により[Deメールアドレス帳における自らの情報の公開を]求めるか否かにより、当該利用者のDeメールアドレスの開設を決めてはならない⁽⁷⁾。

- (2) 利用者が求める場合、本人情報が誤った申告に基づいている場合、サービス提供者がその事業を終了し、これが他の認可サービス提供者により承継されない場合又は所管官庁がDeメールアドレス帳からのデータ削除を命じた場合には、認可サービス提供者は、Deメールアドレス、本人情報又は当該利用者宛でのメールの暗号化に必要な情報をDeメールアドレス帳から遅滞なく削除しなければならない。削除しなければならない他の理由は、契約によりこれを定めることができる。
- (3) 第1項の規定による消費者としての利用者の求めに応じたDeメールアドレス帳におけるDeメールアドレスの公開は、行政手続法[Verwaltungsverfahrensgesetz]第3a条第1項、社会法典[Sozialgesetzbuch]第1編第36a条第1項又は租税法[Abgabenordnung]第87a条第1項第1文⁽⁸⁾にいうDeメールの受付とはみなさない。認可サービス提供者は、利用者の求めに応じて、行政手続法第3a条、社会法典第1編第36a条第1項及び租税法第87a条第1項第1文にいうDeメール受付の利用者の意思表示を、Deメールアドレス帳にお

いて追加的に公開しなければならない。Deメールアドレス帳において、当該意思表示を追加した上で消費者としての当該利用者のDeメールアドレスを公開する場合には、Deメールの受付とみなす。第2文の規定は、Deメールの受付を取り消す旨の利用者の決定に準用する。

- (4) [本条の執行にあたっては、]電気通信法第47条⁽⁹⁾の規定を準用する。

第8条 文書保存サービス

認可サービス提供者は、文書の安全な保存のために、文書保存サービスを利用者に提供することができる。認可サービス提供者は、文書保存サービスを提供する場合には、文書が安全に保存されるよう配慮しなければならない。認可サービス提供者は、全ての文書を暗号化して保存する義務を負う。利用者は、全ての個別のデータへのアクセスについて、第4条に規定する安全なログインを条件とすることを指定することができる。認可サービス提供者は、利用者の求めに応じて、文書のアップロード及びダウンロードの記録を、署名法の規定による適格電子署名により保護した上、提供しなければならない。

第3章 De メールサービスの利用

第9条 啓発義務及び情報提供義務

- (1) 認可サービス提供者は、利用者が最初に

(7) 認可サービス提供者は、Deメールアドレス帳における利用者の情報公開を条件に、Deメールアドレス帳を利用者に対して提供してはならないという意味。Deutscher Bundestag, *Drucksache* 17/3630, S.32.

(8) 行政手続法第3a条第1項、社会法典第1編第36a条第1項及び租税法第87a条第1項第1文は、いずれも、官庁がメールアドレス帳を開設している限りにおいて、電子的な文書を当該官庁に宛てて送信することができる旨を定めている。

(9) 電気通信法第47条は、電気通信事業者は、他の事業者の求めに応じて、データ保護法の規定を遵守した上、その利用者に関する情報を提供しなければならない旨を定めている。

その De メールアカウントを利用する前に、当該利用者に対して、De メールサービス、特に第 5 条に規定するアカウントサービス及び送受信サービス、第 7 条に規定する De メールアドレス帳サービス、第 8 条に規定する文書保存サービスの利用、第 10 条に規定する De メールアカウントの一時停止及び削除、第 11 条に規定する事業の中止、第 12 条に規定する契約の終了及び第 13 条第 3 項に規定するデータの閲覧等の De メールサービスの利用に係る法的効果及び費用並びに De メールアカウントへの権限のないアクセスの防止に必要な措置について情報を提供しなければならない。この際、特に、次の各号に掲げる情報を提供するものとする。

- 1 第 4 条第 1 項第 2 文の規定により安全なログインができること及びその意味並びに安全なログインでない De メールアカウントへのアクセスは安全なログインによるアクセスほど安全ではないこと。
 - 2 第 5 条第 3 項第 2 文に規定する通信の暗号化の内容及び意味、第 4 条第 3 項に規定する暗号化並びに当該暗号化と第 5 条第 3 項第 3 文に規定するエンド・トゥ・エンド暗号化との違い
認可サービス提供者は、さらに、ウイルスに感染した De メール の取扱いに関する情報を利用者 に提供しなければならない。
- (2) 認可サービス提供者は、利用者が必要な情報をテキスト形式で受け取り、当該利用者が第 1 項に規定する情報を受け取って了解したことをテキスト形式で確認した後に、De メールアカウントの初回の利用をさせることができる。
- (3) 他の法律に基づく情報提供義務は、影響を受けない。

第10条 De メールアカウントの一時停止及び削除

- (1) 認可サービス提供者は、次の各号に掲げるいずれかの場合には、De メールアカウントへのアクセスを遅滞なく一時停止しなければならない。
- 1 利用者がこれを求める場合
 - 2 利用者の一義的な本人情報を確認するために認可サービス提供者において保存されているデータの改ざんの対策が十分でないこと又は第 4 条に規定する安全なログインが、認知されることなく改ざんされ、又はその信頼性が低下するような瑕疵があることが、事実に基づき推定される場合
 - 3 所管官庁が第 2 項の規定により一時停止を命ずる場合
 - 4 認可サービス提供者と利用者との間で契約した一時停止の事由が存在する場合
第 1 文第 4 号の場合には、認可サービス提供者は、メールのダウンロードを可能としたまま [De メールアカウントを] 一時停止しなければならないが、契約上の一時停止の事由がメールのダウンロードを排除する場合には、この限りでない。認可サービス提供者は、[De メールアカウントへの] アクセスの一時停止を請求することができる利用者に対し、一時停止を遅滞なく請求することができる電話番号を伝えなければならない。
- (2) 所管官庁は、De メールアカウントの開設が誤った申告に基づくこと、利用者の一義的な本人確認のために認可サービス提供者において保存されているデータの改ざんの対策が十分でないこと又は第 4 条第 1 項に規定する安全なログインが、認知されることなく改ざんされ、又はその信頼性が低下するような瑕疵があることが、事実に基づき推定される場合には、De メールアカウントの一時停止を

- 命ずることができる。
- (3) 認可サービス提供者は、一時停止の事由がなくなった場合には、改めて利用者がDe メールアカウントにアクセスすることができるようにしなければならない。
- (4) 認可サービス提供者は、利用者が要求する場合又は所管官庁が削除を命ずる場合には、De メールアカウントを遅滞なく削除しなければならない。所管官庁は、第2項の事由があり、かつ、一時停止では十分でない場合において、削除を命ずることができる。他の削除事由に関する契約は、無効とする。
- (5) 認可サービス提供者は、第1項の規定による一時停止又は第4項の規定による削除の前に、適切な方法により、一時停止又は削除の権利を有する利用者の本人確認を行わなければならない。
- (6) 認可サービス提供者は、第1項第1文第1号から第3号まで又は第1項第2文後段の規定と関連する第1項第1文第4号の規定による一時停止の場合及び第4項の規定による削除の場合には、一時停止又は削除されたDe メールアカウントの受信箱にメールの受信を行ってはならず、送信者に対してこのことを遅滞なく通知しなければならない。
- (7) 認可サービス提供者は、自ら又は所管官庁の命令によりDe メールアカウントを一時停止又は削除する場合には、利用者に[アカウントを]一時停止又は削除したことを通知しなければならない。第1項第2文前段の場合には、サービス提供者は、利用者が一時停止後もなおメールを受信及びダウンロードすることができる旨を、利用者に対して通知する義務を負う。

第11条 事業の中止

- (1) 認可サービス提供者は、事業を中止するときには、これを遅滞なく所管官庁に届け出

なければならない。認可サービス提供者は、De メールアカウントが他の認可サービス提供者に引き継がれるように配慮しなければならない。認可サービス提供者は、事業の中止を遅滞なく利用者に通知し、De メールアカウントの他の認可サービス提供者への引継ぎに関して、利用者の同意を得なければならない。

- (2) De メールアカウントを引き継ぐ他の認可サービス提供者がない場合には、認可サービス提供者は、[事業の中止に関する]通知後少なくとも3か月間、利用者が受信箱及び文書保存箱に保存されたデータをダウンロードすることができるようにしておかななければならない。
- (3) 認可サービス提供者は、第1項の規定によりDe メールアカウントを引き継いだ認可サービス提供者に、第13条に規定する記録を引き渡さなければならない。De メールアカウントを引き継ぐ他の認可サービス提供者がない場合には、所管官庁が当該記録を引き継ぐ。この場合において、所管官庁は、正当な利益が存在し、費用が過大とならない場合には、当該記録の情報を提供する。
- (4) 認可サービス提供者は、破産手続の開始の申立てを、遅滞なく所管官庁に届け出なければならない。

第12条 契約の終了

認可サービス提供者は、契約の終了後3か月間、利用者が受信箱及び文書保存箱に保存されたデータにアクセスすることができるようにし、データの削除の1か月前には、利用者に対して削除する旨を文書で通知しなければならない。

第13条 記録

- (1) 認可サービス提供者は、認可の要件を確保

する措置及び第3条から第12条までに掲げる義務を遂行する措置を全て、データ及びその真正性をいつでも検証することができるようにして記録しなければならない。記録義務の対象には、De メールアカウントを開設した際の手続、De メールアカウントの運用に関連するデータの変更全て及びDe メールアカウントのステータスに関連する変更全てを含む。官庁発行の証明書の複写については、第3条第3項第3文の規定を適用する。

- (2) 認可サービス提供者は、利用者との契約期間及び当該契約関係が終了した年の翌年以降10年間、第1項に規定する記録を保管しなければならない。
- (3) [認可サービス提供者は、]利用者の求めに応じて、当該利用者に関係するデータを閲覧させなければならない。

第14条 青少年及び消費者の保護

認可サービス提供者は、De メールサービスの構築及び運用に際して、青少年保護及び消費者保護の利益を尊重しなければならない。

第15条 データ保護

認可サービス提供者は、De メールサービスの提供及び実施に必要である限りにおいて、De メールアカウントの利用者の個人情報を収集し、処理し及び利用することができる。その他については、テレメディア法、電気通信法及び連邦データ保護法の規定を適用する。

第16条 情報提供に係る請求権

- (1) 認可サービス提供者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合には、第三者に利用者の氏名及び住所に関する情報を提供する。

- 1 当該第三者が、利用者に対する法的請求権の行使に当該情報が必要であることを疎明すること。
 - 2 当該情報が、Deメールの利用により成立した当該第三者と利用者との法律関係に関連するものであること。
 - 3 当該第三者が第3条第2項に規定する本人確認のために必要な事項を申告したこと。
 - 4 認可サービス提供者が、[当該第三者により申告された]事項が正確であることを第3条第3項の規定に従って審査したこと。
 - 5 [第三者の情報提供の]要求が、権利の濫用でないこと、特に、本名を知るという目的のみに資するものでないこと。
 - 6 個別の状況に鑑みて、利用者の保護すべき利益の方が大きくないこと。
- (2) 当該第三者は、第1項第1号に規定する疎明のために、利用者との法律関係が生じたこととなった電子メール又は文書がある場合には、これを認可サービス提供者に伝達しなければならない。認可サービス提供者は、情報提供の要請があったことを、第三者の氏名とともに遅滞なく利用者へ伝え、個別の状況に鑑みて第三者の法的請求権の行使に支障がない限りにおいて、情報提供の要請に関する意見を表明する機会を利用者に与えなければならない。
- (3) 認可サービス提供者は、情報提供に必要な費用の償還を要求することができる。
- (4) 連邦データ保護法[Bundesdatenschutzgesetz]第7条⁽¹⁰⁾の規定を準用する。
- (5) [当該第三者は、]提供された情報を、情報提供を要請したときに掲げた目的に限り利用することができる。
- (6) 認可サービス提供者は、第1項の規定によ

(10) 連邦データ保護法第7条は、個人データを取り扱う機関が、法令の規定により許容されない又は不正な個人情報収集、加工又は利用により損害を与えた場合には、当該機関は当該損害を被った者に対して損害賠償の義務を負う旨を定めている。

り行った情報提供を記録しなければならない、情報提供の前に利用者に対して「情報提供を行うことを」通知しなければならない。第1文に規定する記録義務の対象には、第1項の規定により第三者が申告する事項全てを含む情報提供に係る申請、認可サービス提供者の決定、当該事務を行う認可サービス提供者の従業員の本人情報、情報提供を要請した第三者に対する結果の通知、利用者に対する情報提供に関する通知及び情報提供に関して行った個々の処理の日時を含む。記録は、3年間保管しなければならない。

- (7) 消費者法及び他の法令違反における差止請求に関する法律 [Gesetz über Unterlassungsklagen bei Verbraucherrechts- und anderen Verstößen] 第13条及び第13a条⁽¹¹⁾の規定は、その適用を妨げない。
- (8) 公的機関に対する情報提供に関する他の法令の規定は、その適用を妨げない。

第4章 認可

第17条 サービス提供者の認可

- (1) De メールサービスを行おうとするサービス提供者は、文書による申請に基づき、所管官庁の認可を受けなければならない。サービス提供者は、第18条に規定する要件を満たし、所管官庁によるサービス提供者の監督を保障することを証明する場合に、認可を受ける。認可を受けたサービス提供者は、所管官庁の認可マークを受ける。認可マークは、De メールサービスの技術上及び管理上の安全性が包括的に検査済であることを証明するものとする。認可を受けたサービス提供者は、認可サービス提供者と称することができる。

る。認可サービス提供者に限り、取引において、安全性が証明されていると称することができる。認可サービス提供者は、他の標示を掲げることもできる。

- (2) 第1項第1文に規定する申請については、3か月以内に決定しなければならない、その際、行政手続法第42a条第2項第2文から第4文まで⁽¹²⁾の規定を適用する。
- (3) 認可は、重要な変更があった場合には、3年以内に更新しなければならない。

第18条 認可の要件及びその証明

- (1) 次の各号に掲げる要件を全て満たす者に限り、サービス提供者として認可を受けることができる。
- 1 De メールサービスの運用に必要な信頼性及び専門知識を有すること。
 - 2 法律で定める損害賠償義務を履行するために、損害賠償の準備を適切に行っていること。
 - 3 信頼性のある安全なサービスを行い、他の認可サービス提供者と協力し、及び欧州連合加盟国又は欧州経済領域に関する協定の他の締約国の地域にある技術的な機器のみをサービスのために用いることにより、第3条から第13条まで及び第16条に規定する義務に係る技術上及び組織上の要件を遵守すること。
 - 4 De メールサービスの構築及び運用において、データ保護に関する法令で定める要件を遵守すること。
- (2) サービス提供者は、第3条から第13条まで及び第16条に規定する義務に係る技術上及び組織上の要件を、最新の技術水準に従っ

(11) 消費者法及び他の法令違反における差止請求に関する法律第13条（差止請求権を有する団体の通信事業者に対する情報請求権）及び第13a条（その他の者の情報請求権）

(12) 行政手続法第42a条第2項は、申請決定までの期間の始期及び延長等について定めている。

て遵守しなければならない。[改訂のたびに]その都度連邦官報で公示される 2011 年 3 月 23 日の連邦情報技術安全庁の De メール技術指針 01201 (電子版連邦官報 AT40 2011 B1) が遵守されれば、最新の技術水準に従っているものとする。連邦情報技術安全庁は、当該技術指針を大幅に改訂する場合には、第 22 条に規定する De メール標準化委員会から事前に意見を聴取するものとし、データ保護に関する問題については、連邦データ保護・情報自由監察官に意見表明の機会を与えるものとする。

(3) [認可を受けようとする者は、]第 1 項に掲げる要件を、次の各号に掲げるとおりに、証明しなければならない。

1 必要な信頼性及び専門知識については、事業所の従業員の個人的な資質、行動及び相応の能力に関する証明とする。必要な専門知識の証明については、事業所における個別の職務に応じて、そのために必要な知識、経験及び熟練に関する相当の資格又は証明が提出されれば、原則として十分とする。

2 十分な損害賠償の準備は、1 の損害につき最低損害賠償額を 25 万ユーロ以上とする保険の契約又は金融機関の免責義務若しくは保証義務により行う。損害賠償の準備は、次の方法により行う。

a) 欧州連合加盟国又は欧州経済領域に関する協定の他の締約国において事業の許可を得た保険会社との損害賠償保険の契約

b) 欧州連合加盟国又は欧州経済領域に関する協定の他の締約国において事業の許

可を得た金融機関の免責義務又は保証義務で、損害賠償保険と類似の保証を行うもの

損害賠償の準備を保険契約により行う場合には、次の基準に従う。

a) 当該保険契約には、保険契約法 [Versicherungsvertragsgesetz] 第 113 条第 2 項及び第 3 項並びに第 114 条から第 124 条まで⁽¹³⁾の規定を適用する。

b) 各保険事故の最低保障額は、250 万ユーロでなければならない。保険事故とは、発生した損害の総件数にかかわらず、サービス提供者の各義務違反をいう。1 年間に発生した全ての損害に対する最高保証額を契約する場合には、これを最低保障額の 4 倍以上としなければならない。

c) 認可サービス提供者又は認可サービス提供者が保証人となっている者が故意に犯した義務違反の補償請求に対する給付は、保険契約から除外することができる。

d) 最低保障額の 1% までを自己負担額として契約することは、許容される。

3 第 1 項第 3 号に定める技術上及び組織上の要件の遵守は、連邦情報技術安全庁法 [Gesetz über das Bundesamt für Sicherheit in der Informationstechnik] 第 9 条第 2 項第 1 文⁽¹⁴⁾の規定により連邦情報技術安全庁に認証された情報技術セキュリティ事業者が発行した証明書により、証明するものとする。他の認可サービス提供者との協力は、十分な検査によってのみ確認することができるものとする。サービスの安全性は、[情報技術セキュリティ事業者が]当該証明書の発行の際に行ったセキュリティ計画及び使

(13) 保険契約法第 113 条から第 124 条までの規定は、義務保険 (法律上加入が義務付けられている責任保険) に関するものである。山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』, 大学書林, 2001, p.484.

(14) 連邦情報技術安全庁法第 9 条第 2 項第 1 文は、特定の製品又はサービスについて、連邦情報技術安全庁に対して、安全性若しくは資格者の認証又は IT セキュリティ事業者としての認証を申請することができる旨を定めている。

用する IT インフラストラクチャーの包括的な検査のみによって確認することができるものとする。法律の施行時に発行されていた認証は、これを考慮することができる。

- 4 使用する手続及び情報技術設備のためのデータ保護計画に係るデータ保護法令上の要件の遵守は、適切な証明書により証明するものとする。認可を申請するサービス提供者は、この証明のために、連邦データ保護・情報自由監察官の認証書を提出する。連邦データ保護・情報自由監察官は、サービス提供者の文書による申請に基づき、データ保護法令上の基準が遵守されている場合には、認証書を発行する。データ保護法令上の基準の遵守は、連邦又は州が認定し、公的に選任し又は権限を委任したデータ保護の専門機関が作成した鑑定書により証明される。連邦データ保護・情報自由監察官は、補足的な事項の申告を要請することができる。データ保護法令上の基準は、連邦データ保護・情報自由監察官が責任を有し、当該監察官が連邦官報及び追加的にインターネット上又は他の適切な方法で公表する基準一覧において定義される。IT セキュリティに関連する問題については、連邦データ保護・情報自由監察官に意見表明の機会を与えるものとする。

- (4) サービス提供者は、第 1 項に規定する要件を実施する計画に第三者を関与させた上で、この法律で定める義務の遂行を当該第三者に委託することができる。

第19条 外国の事業者によるサービスの平等な取扱い

- (1) 欧州連合加盟国又は欧州経済領域に関する協定の他の締約国の類似のサービスは、その提供者が第 18 条に規定する要件と同等の要件を遵守し、これを所管官庁に証明し、か

つ、当該要件の継続的な遵守が当該 [欧州連合] 加盟国又は [欧州経済領域に関する協定の] 締約国の監督官庁により保障される場合には、高権的な任務と関連するサービスを除き、認可サービス提供者によるサービスと平等に取り扱う。

- (2) 第 1 項に規定する外国のサービス提供者の同等性の検査は、所管官庁が行う。当該サービス提供者の所在国において、次の各号に掲げる事項がドイツと同等の信頼性を保障することを所管官庁が確認した場合には、当該外国のサービス提供者は平等に取り扱われるものとする。

- 1 サービス提供者に係る安全性の要件
- 2 サービス提供者の検査方式及びサービスの検査を所管する機関に係る要件
- 3 管理監督システム

第 5 章 監督

第20条 監督措置

- (1) この法律の規定の遵守の監督は、所管官庁が行う。サービス提供者は、認可を受けると同時に、所管官庁の監督に服する。
- (2) 所管官庁は、サービス提供者に対して、この法律の規定の遵守を確保するための諸措置を講ずることができる。
- (3) 所管官庁は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 18 条第 3 項第 3 号に規定する証明書の提出があっても、認可サービス提供者の経営の全部又は一部を暫定的に禁ずることができる。

- 1 第 17 条第 1 項に規定する認可に係る要件が満たされなくなった場合
- 2 De メールサービスの提供のために個別の無効な証明書が使用され、又は確認された場合
- 3 持続的、重大又は継続的な義務違反があ

る場合

- 4 この法律で定める認可又は承認に係るその他の要件が満たされていない場合
- (4) アカウントサービス及び送受信サービスにおいてメールが到着したことを確認する認可サービス提供者の通知及び受信者が[メールを]受け取ったことを確認する認可サービス提供者の通知の効力は、経営の禁止、事業の中止又は認可の撤回若しくは取消しの影響を受けない。
- (5) 認可サービス提供者及び第18条第4項の規定により認可サービス提供者のために事務を行う第三者は、監督官庁としての所管官庁の任務の遂行に必要な限りにおいて、所管官庁及びその委託を受けた者に対して、通常の営業時間内における事務室への立入りを認めなければならない。その求めに応じて関連する帳簿、記録、証明書、文書及びその他の書類を適切な方法で閲覧させ、電子的な記録については情報を提供し、並びに必要な支援を行わなければならない。監督官庁としての所管官庁は、利用者のDeメールへのアクセスを行わないものとする。情報提供の義務を有する者は、本人又は民事訴訟法[Zivilprozessordnung]第383条第1項第1号から第3号までに掲げる近親者⁽¹⁵⁾に犯罪の訴追又は秩序違反法に基づく手続の訴追が及ぶおそれがある場合には、情報提供を拒否することができる。この者には、当該権利を教示しなければならない。

第21条 情報提供義務

所管官庁は、認可サービス提供者及び第19条に規定する外国のサービス提供者の名

称を、第5条第1項第2文第1号に規定するDeメールサービスのためにのみ使用される標示を掲げて、何人に対してもインターネット上で表示されるようにしなければならない。

第6章 雑則

第22条 Deメール標準化委員会

第3条から第13条まで及び第16条に規定する義務に係る技術上及び組織上の要件は、認可サービス提供者の関与を得て、適宜改訂するものとするが、これは、認可サービス提供者間の協力又は安全性に係る要件には適用しない。この目的のために、Deメール標準化委員会を設置し、全ての認可サービス提供者、連邦レベルの2つの利益団体の代表者各1名、連邦情報技術安全庁、連邦データ保護・情報自由監察官、IT計画委員会が任命する州の代表1名及び連邦政府のIT監察官委員会⁽¹⁶⁾の代表1名が少なくとも委員となる。2つの利益団体の選択についての決定は、所管官庁の裁量による。連邦政府のIT監察官委員会が解散したときには、代わりに連邦政府が指定する後継組織が参加する。委員会は、1年に1回以上会議を行う。

第23条 過料規定

- (1) 故意又は過失により次の各号に掲げる行為を行った者は、秩序違反とする。
- 1 第3条第1項第3文の規定に違反して、利用者に対して[メールアカウントへの]アクセスを保障しない者
 - 2 第3条第3項第1文第1号又は第2号の

(15) 民事訴訟法第383条(人的理由に基づく証言拒否)第1項第1号から第3号に掲げる者は、婚約者、配偶者、同性生活パートナー並びに直系3親等内及び傍系2親等内の親族である。

(16) Rat der IT-Beauftragten der Bunderegierung. 連邦政府のIT監察官委員会は、2007年12月5日の連邦議会の決定を受けて連邦政府に設置された。その委員は、連邦の行政官庁等のIT監察官であり、連邦の行政におけるIT戦略の決定等が委員会の任務である。連邦政府のIT監察官のウェブサイト参照。(<http://www.cio.bund.de/Web/DE/Politische-Aufgaben/Rat-der-IT-Beauftragten/rat_d_it_beauftragten_node.html>)

- 規定に違反して、同条項に掲げる事項を審査しない者又は適時に審査しない者
- 3 第4条第1項第2文の規定に違反して、同条項に掲げる場合に限り安全なログインを行うことができることを保障しない者
- 4 第4条第3項の規定に違反して、通信の暗号化を保障しない者
- 5 第7条第2項第1文の規定に違反して、同条項に掲げたデータを削除しない者又は適時に削除しない者
- 6 第10条第1項第1文又は第4項第1文の規定に違反して、De メールアカウントへのアクセスを一時停止しない者若しくは適時に一時停止しない者又はDe メールアカウントを削除しない者若しくは適時に削除しない者
- 7 第11条第1項第1文の規定に違反して、届出を行わない者又は正確に若しくは適時に届出を行わない者
- 8 第11条第1項第3文の規定に違反して、利用者への通知を行わない者又は正確に若しくは適時に利用者への通知を行わない者
- 9 第11条第2項の規定に違反して、同条項に掲げるデータをダウンロードができるようにすることを保障しない者
- 10 第12条の規定に違反して、同条に掲げるデータへのアクセスができるようにしない者又は利用者への通知を行わない者若しくは正確に若しくは適時に通知を行わない者
- 11 第13条第1項の規定に違反して、記録をしない者又は正確に記録しない者
- 12 第13条第2項の規定に違反して、記録

を保管しない者又は少なくとも10年間保管しない者

- 13 第15条の規定に違反して、同条に掲げるデータを他の目的に収集又は処理する者
- 14 第16条第5項の規定に違反して、同条項に掲げるデータを他の目的に使用する者
- 15 第17条第1項第6文の規定に違反して、安全性が証明されていると称する者又は認可マークを使用する者
- (2) 秩序違反の者は、第1項第5号、第6号、第13号及び第14号の場合にあっては30万ユーロ以下、その他の場合にあっては5万ユーロ以下の過料に処することができる。
- (3) 秩序違反法 [Gesetz über Ordnungswidrigkeiten] 第36条第1項第1号⁽¹⁷⁾にいう行政官庁は、連邦情報技術安全庁とする。

第24条 手数料及び立替金

- (1) 次の各号に掲げる官庁は、当該各号に掲げる事務の費用を賄うために、手数料及び立替金を徴収する。
- 1 所管官庁 第17条、第19条第2項及び第20条第3項に規定する個々の公的サービス
- 2 連邦データ保護・情報自由監察官 第18条第3項第4号に規定する認証書の発行
- (2) 連邦内務省は、連邦参議院の同意を要しない法規命令⁽¹⁸⁾により、第1項の規定により手数料負担義務のある構成要件並びに手数料額及びその上・下限額を定めることができる。当該法規命令においては、連邦手数料法 [Bundesgebührengesetz] 第23条第6項⁽¹⁹⁾の規定にかかわらず、立替金の払戻しを定めるこ

(17) 秩序違反法第36条第1項第1号は、法律で定める行政官庁が秩序違反の訴追及び捜査を所管する旨を定めている。

(18) Kostenverordnung für Amtshandlungen nach dem De-Mail-Gesetz vom 9. Februar 2012 (BGBl. I S.267)。

(19) 連邦手数料法は、行政費用法に代えて2013年8月に制定された法律であり、その第23条(経過規定)第6項は、2013年8月14日以前に制定された法令に基づく官庁による立替金の徴収について、連邦手数料法ではなく、行政費用法の規定を適用する旨を定めている。

とができる。手数料及び立替金の減額及び免除は、これを許容することができる。

この法律で定める行政手続は、統一的な機関において処理することができる。

第25条 統一的な機関による手続

(わたなべ ふくこ)

行政の電子化を推進する法律（電子政府法）

Gesetz zur Förderung der elektronischen Verwaltung (E-Government-Gesetz)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 渡辺 富久子訳

【目次】

- 第 1 条 適用範囲
- 第 2 条 行政官庁への電子的アクセス
- 第 3 条 インターネット上における官庁及びその手続に関する情報提供
- 第 4 条 電子決済
- 第 5 条 証明書
- 第 6 条 電子的な文書管理
- 第 7 条 紙の文書の電子化及び廃棄
- 第 8 条 文書の閲覧
- 第 9 条 事務手続の最適化及び手続の段階に関する情報提供
- 第 10 条 標準化に関する IT 計画委員会の決定の実施
- 第 11 条 共通の手続
- 第 12 条 データ提供の要件及び命令への委任
- 第 13 条 電子的様式
- 第 14 条 空間参照システム
- 第 15 条 官庁の公表
- 第 16 条 バリアフリー

第 1 条 適用範囲

- (1) この法律は、連邦直属の公法上の団体、施設及び財団を含む連邦の官庁の公法上の行政

活動に適用する。

- (2) この法律は、州、地方公共団体及び地方公共団体連合の官庁並びに州の監督に服する他の公法上の法人が連邦法を実施する場合には、これらの公法上の行政活動にも適用する。

- (3) 裁判所の事務並びに法務行政官庁及びその監督に服する公法上の団体の活動については、これらが行政裁判所の事後審査⁽¹⁾又は弁護士、弁理士及び公証人に関する事件を行政裁判所法の規定に従って管轄する裁判所の事後審査に服する場合に限り、この法律を適用する。

- (4) この法律は、連邦の法令に同様の規定又は相反する規定がない限りにおいて、適用される。

- (5) この法律は、次の各号に掲げるものには適用しない。

- 1 刑事訴追、秩序違反の訴追及び捜査、刑事事件及び民事事件に関する国際司法共助、租税及び関税捜査(租税法 [Abgabenordnung] 第 208 条) 並びに裁判官職務法上の措置
- 2 ドイツ特許商標庁及び同庁に設置された仲裁機関における手続
- 3 社会法典 [Sozialgesetzbuch] 第 2 編⁽²⁾に基づく行政活動

* この翻訳は、連邦法務省と Juris の共同法律データベースである Gesetze im Internet の Gesetz zur Förderung der elektronischen Verwaltung (E-Government-Gesetz) vom 25. Juli 2013 (BGBl. I S.2749) (<http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/egovg/gesamt.pdf>) を訳出したものである。以下、インターネット情報は、2014 年 5 月 30 日現在のものである。訳文中 [] 内の語句は、訳者が補ったものである。電子政府法は、第 2 条第 1 項 (2014 年 7 月 1 日施行)、第 2 条第 3 項及び第 14 条 (2015 年 1 月 1 日施行)、第 31 条第 4 項 (連邦の De メールゲートウェイの運用開始から 1 年後に施行) 並びに第 31 条第 5 項 (2020 年 1 月 1 日施行) を除き、2013 年 8 月 1 日から施行されている。

(1) 原語は Nachprüfung。行政裁判所が行う行政行為の事後的審査。

(2) 社会法典第 2 編は、求職者基礎保障を定めている。求職者基礎保障については、齋藤純子「最低生活水準とは何か—ドイツの場合—」『レファレンス』 no.728, 2011.9, pp.117-139. (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050701_po_072807.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>) ; 山本真生子・齋藤純子・岡村美保子「諸外国の公的扶助制度—イギリス、ドイツ、フランス—」 no.789, 2013.5.20, pp.8-9. (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8206063_po_0789.pdf?conten

第2条 行政官庁への電子的アクセス

- (1) 全ての官庁は、適格電子署名を施された電子文書の伝達を受け付けることができるようにする義務を負う。
- (2) 全ての連邦の官庁は、これに加えて、Deメール法にいうDeメールアドレスの取得により、Deメールを受け付けることができるようにする義務を負う。ただし、当該連邦の官庁が、連邦の行政のための共通のIT手続であって、連邦の官庁にDeメールサービスを提供するもの⁽³⁾にアクセスすることができない場合を除く。
- (3) 全ての連邦の官庁は、法令の規定に基づき本人情報を確認しなければならない行政手続又は他の理由により本人確認が必要と認められる行政手続において、身分証明書法 [Personalausweisgesetz] 第18条又は滞在法 [Aufenthaltsgesetz] 第78条第5項に規定する電子的身分証明書により本人確認を行うことができるようにする義務を負う。

第3条 インターネット上における官庁及びその手続に関する情報提供

- (1) 全ての官庁は、インターネット上において、その任務、所在地、業務時間並びに郵便、電話及び電子メールによる受付に関する情報を一般的に分かりやすい言葉で提供する。
- (2) 全ての官庁は、インターネット上において、対外的に効力を有する公法上の活動、その手数料、提出書類並びに担当部署及びその連絡先に関する情報を一般的に分かりやすい言葉で提供し、必要な様式を掲げるものとする。
- (3) 地方公共団体及び地方公共団体連合につい

ては、州法により定められている場合に限り、第1項及び第2項の規定を適用する。

第4条 電子決済

官庁は、電子的に行う行政手続において手数料又は他の債権が生じる場合には、手数料の支払い又は他の債権の弁済を可能とするために、電子的な商取引において通常用いられ、十分に安全な決済手続の1つ以上に参加しなければならない。

第5条 証明書

- (1) 行政手続を電子的に行う場合には、提出しなければならない証明書を電子的に提出することができるようにするものとする。ただし、法令に別段の定めがある場合又は官庁が特定の手続について若しくは個別の場合において原本の提出を要求する場合を除く。官庁は、事案の審査のために、いかなる証明書の電子的提出を許容するかについて、羈束裁量により⁽⁴⁾決定する。
- (2) 所管官庁は、それが必要とする証明書で、ドイツの公的機関が発行したものを、手続に関与する者の同意を得て、当該公的機関から直接電子的に入手することができる。送付を要求する官庁及び送付する公的機関は、この目的のために、必要な個人データを収集し、処理し、及び利用することができる。
- (3) 法律に別段の定めがない限りにおいて、第2項に規定する同意は電子的に行うことができる。官庁は、その際、次の各号に掲げることを保障しなければならない。
 - 1 当事者が意識的にかつ明確に同意するこ

No=1&alternativeNo=)を参照。

(3) 連邦交通・デジタルインフラ省の下に設置されたITサービスセンター(Dienstleistungszentrum-IT; DLZ-IT)が、連邦の官庁のために構築するDeメールゲートウェイ。

(4) nach pflichtmäßigem Ermessen. 羈束裁量とは、具体的な行政行為をする場合に、適法であるかどうかについての客観的基準により行われる行政庁の裁量をいう。『有斐閣 法律用語辞典 第3版』2006, p.1257を参照。

- と。
- 2 当事者が同意の内容をいつでも取り下げることができること。
 - 3 当事者がいつでも、将来への効力をもって同意を撤回することができること。
- 同意は、記録しなければならない。

第6条 電子的な文書管理

官庁は、文書管理を電子的に行うものとする。第1文の規定は、電子的な文書管理が長期的に見ると不経済である官庁には適用しない。電子的な文書管理を行う場合には、最新の技術を用い、適切な技術的及び組織的な措置により、適法な文書管理の原則が遵守されることを保障しなければならない。

第7条 紙の文書の電子化及び廃棄

- (1) 連邦の官庁は、電子的な文書管理を行う場合には、紙の文書に代えて、これを電子化した複製物を電子的な文書管理システムにおいて保管するものとする。電子化の際、電子化した文書を機械可読とする場合には、最新の技術を用いて、当該電子化した文書が紙の文書と同じ外見及び内容となることを保障しなければならない。電子化に過大な費用が必要となる場合には、紙の文書の電子化を行わないことができる。
- (2) 第1項に規定する紙の文書は、電子化した後、法的な理由又は電子化の際の質の確保のための更なる保管が不要となり次第、廃棄し又は返却するものとする。

第8条 文書の閲覧

文書の閲覧の権利が存在する場合には、電子的な文書管理を行う連邦の官庁は、次の各号に掲げるいずれかの措置により、文書を閲覧させることができる。

- 1 文書を印字したものの提供

- 2 コンピューター画面上における電子的な文書の表示
- 3 電子的な文書の伝達
- 4 文書のコンテンツへの電子的なアクセスの提供

第9条 事務手続の最適化及び手続の段階に関する情報提供

- (1) 連邦の官庁は、事務手続を電子化しようとする場合には、情報技術システムの導入の前に、現行の方法による当該事務手続を記録し、分析し、及び最適化するものとする。その際、連邦の官庁は、手続に参与する者からの照会のために、手続の現段階及びそれ以降の手続並びに照会の時点における担当部署の連絡先に関する情報を電子的に呼び出すことができるようにするものとする。
- (2) 第1項に規定する措置を行うと、正当化できないほどの費用が生じるであろう場合又は他のやむを得ない理由がある場合には、これを行わないことができる。さらに、第1項第2文に規定する措置を行うと、手続の目的に反する場合又は法律の保護規定を侵害する場合には、これを行わないことができる。第1文及び第2文の規定に基づく理由は、記録しなければならない。
- (3) 第1項及び第2項の規定は、事務手続又は適用する情報技術システムを大きく変更する全ての場合に準用する。

第10条 標準化に関するIT計画委員会の決定の実施

IT計画委員会の設置並びに連邦及び州の行政における情報技術の使用の際の協力の基礎に関する協定—基本法第91c条を実施する協定（連邦法律公報2010年第I部662,663頁）第1条第1項第1文第2号及び第3条に基づき、行政のIT化に関する連邦及び州の

協力のための委員会 (IT 計画委員会) が、分野ごと及び分野を越えた IT 相互運用性又は IT セキュリティ標準化に関する決定を行った場合には、連邦政府の IT 監察官委員会 (IT 委員会)⁽⁵⁾は、連邦の行政機関において当該決定を実施することを決定する。連邦情報技術安全庁法 [Gesetz über das Bundesamt für Sicherheit in der Informationstechnik] 第 12 条⁽⁶⁾の規定を準用する。

第11条 共通の手続

- (1) 共通の手続とは、連邦データ保護法の規定により責任を有する複数の機関⁽⁷⁾が [共通の] データベースにおいて個人データを処理することができるようにするための自動化された手続とする。共通の手続において他の機関によるデータの呼出しをも可能とする場合には、当該データ呼出しの手続には、連邦データ保護法 [Bundesdatenschutzgesetz] 第 10 条⁽⁸⁾の規定を適用する。
- (2) 連邦データ保護法第 2 条第 1 項に規定する連邦の公的な機関⁽⁹⁾は、個人の保護すべき利益及び当該機関の任務を衡量して適切である場合に限り、共通の手続に参加することができる。個別のデータ処理の許容性に関する規定は、その適用を妨げない。
- (3) 共通の手続を定める場合又は大きく改訂す

る場合には、事前に、連邦データ保護法第 4d 条第 5 項及び第 6 項⁽¹⁰⁾に規定する事前審査を実施しなければならない。連邦データ保護・情報自由監察官から意見を聴取しなければならない。連邦データ保護・情報自由監察官には、第 4 項の規定により定められた事項及び事前審査の結果を示さなければならない。

- (4) 共通の手続を定める場合又は大きく改訂する場合には、連邦データ保護法第 4e 条第 1 文に規定する事項⁽¹¹⁾に加えて、特に次の各号に掲げる事項を文書により定めなければならない。

- 1 適用する手続並びに共通の手続の専門的及び技術的な基準の設定、変更、改訂及び遵守のそれぞれについて責任を有する機関
- 2 手続に参加する機関のうち、データの収集、処理及び利用のそれぞれについて責任を有する機関

第 1 文第 1 号の規定により責任を有する機関は、手続に参加する機関の中から指定され、そのデータ保護担当者は、連邦データ保護法第 4g 条⁽¹²⁾第 2 項第 1 文の規定により手続に参加する機関が作成する一覧の複写を保管し、連邦データ保護法第 4g 条第 2 項第 2 文の規定により第 1 文第 1 号及び第 2 号に規定する事項と共に、これを何人に対しても閲覧させるものとする。第 1

(5) 連邦の各省庁の IT 監察官により構成される委員会である。

(6) 連邦情報技術安全庁法第 12 条は、連邦政府の IT 監察官委員会が解散した場合について定めている。

(7) 連邦データ保護法の規定により責任を有する機関とは、自らのために個人データを収集し、処理し、利用し、又は他の者に委託してこれらを行わせるものである (連邦データ保護法第 3 条第 7 項)。Deutscher Bundestag, Drucksache 17/11473, S.41f.

(8) 連邦データ保護法第 10 条は、データベースからのデータ呼出しのための手続の要件等を定めている。

(9) 連邦の司法機関、他の公法上の組織並びに連邦直属の団体、施設及び財団等。

(10) 連邦データ保護法第 4d 条第 5 項及び第 6 項は、個人の権利及び自由にとってリスクとなる個人情報の自動的な処理を行おうとする場合には、事前にデータ保護担当者の審査 (Vorabkontrolle) を受けなければならない旨が定められている。

(11) 責任を有する機関の名称及び宛先、データ収集の目的、情報収集の対象者、情報を受け取る者、データの削除の期限等。

(12) 連邦データ保護法第 4g 条第 2 項は、各機関は、データ保護担当者に (注 10) の事項を一覧にして渡さなければならない旨を定めている。

文第1号の規定により、共通の手続のための個人データの収集、処理及び利用を他の機関に委託することができる機関を、手続に参加する機関の中から指定することもできる。その他について、連邦データ保護法第11条⁽¹³⁾の規定は、その適用を妨げない。

- (5) 手続に参加する諸機関に、データ保護に関して異なる法規が適用される場合には、共通の手続を定める前に、適用するデータ保護法令を決めなければならない。さらに、データ保護に関する法規の遵守を検査する監督機関も指定しなければならない。
- (6) 個人は、個別の場合において、第4項第1文第2号の規定によりデータの処理にいずれの機関が責任を有するかにかかわらず、手続に参加するいずれの機関に対しても、連邦データ保護法第19条から第20条まで⁽¹⁴⁾に規定する権利を行使することができる。個人から照会を受けた機関は、その都度、所管の機関に当該案件を送付する。

第12条 データ提供の要件及び命令への委任

- (1) 官庁が、利用の権利、特に情報再利用法 [Informationsweiterverwendungsgesetz]⁽¹⁵⁾ いう再利用の権利が予想されるデータをインターネット上において提供する場合には、原則として機械可読形式で提供しなければならない。機械可読形式とは、含まれるデータがソフトウェアにより自動的に読み取られ、及び処理されることができるものをいう。データには、メタデータを付するものとする。
- (2) 連邦政府は、連邦参議院の同意を必要とする法規命令により、第1項に規定するデータ

の利用のための規定を定めることができる。当該利用規定は、商用及び非商用の利用に対応するものとする。利用規定においては、特に、利用の範囲、利用条件、瑕疵担保責任免責条項及び免責条項を定めるものとする。利用規定には、利用料に関する規定を置くことはできない。

- (3) データ提供のための技術的な形式に関する他の法令の規定は、これが機械可読性を保障する限りにおいて、[この法律に]優先する。
- (4) 第1項の規定は、2013年7月30日以前に作成されたデータについては、機械可読形式のものに限り、これを適用する。
- (5) 第1項の規定は、第三者、特に州の権利に反する場合には、適用しない。

第13条 電子的様式

法令において、署名欄を含む特定の様式の使用が定められている場合には、そのことのみにより文書形式が命令されているものとしなない。官庁に電子送信するための様式においては、署名欄を設けない。

第14条 空間参照システム

- (1) 国内の土地に関する項目を含む電子的な登録簿を設置し、又は改訂する場合には、官庁は、当該項目と関連する筆地、建物又は法令で定義された区域の各々について、全国で統一的に定められた直接空間参照系情報(座標)を当該登録簿に取り込まなければならない。
- (2) この法律にいう登録簿とは、連邦の法規命令に基づきデータが収集され、又は保存される公的又は非公的な登録簿をいう。

(13) 連邦データ保護法第11条は、個人データの収集、処理及び利用が他の機関に委託される場合には、委託者がデータ保護に関する法令の規定の遵守に責任を有する旨を定めている。

(14) 連邦データ保護法第19条(個人による情報開示請求)、同19a条(個人データの収集等に関する本人への通知)、同第20条(データの訂正、削除及び利用停止)。

(15) 情報再利用法は、公的機関の情報の再利用に関するEU指令2003/98/ECを国内で実施するための法律で、2006年に制定された。

第15条 官庁の公報

- (1) 連邦の法令により定められた連邦、州又は地方公共団体の公報⁽¹⁶⁾の刊行義務は、当該公報がインターネット上で提供される場合には、基本法 [Grundgesetz] 第 82 条第 1 項⁽¹⁷⁾の規定を別として、追加的に又は専ら電子版により遂行することができる。
- (2) 刊行物は、特に、印刷物の注文又は公共の施設における配布の手段によって、何人にとっても適切に入手可能としなければならない。刊行物の予約購読又は新刊案内の電子的受取は、これを可能としなければならない。電子版のみが存在する場合には、インターネット上において適切な方法でその旨を知ら

せなければならない。[その際は、]何人も刊行されたコンテンツへ継続的にアクセスできるようにし、内容の変更が行われないようにしなければならない。電子版と紙版が同時に刊行される場合には、刊行する機関は、どちらの版を正式とみなすかについて決めなければならない。

第16条 バリアフリー

連邦の官庁は、障害者平等法 [Behindertengleichstellungsgesetz] 第 4 条⁽¹⁸⁾の規定により、電気通信及び電子文書の使用を適切な形でバリアフリーにするものとする。

(わたなべ ふくこ)

(16) 原語は、Mitteilungs- und Verkündungsblätter。

(17) 基本法第 82 条第 1 項は、連邦法を公布する連邦法律公報について定めている。連邦法律公報を電子版のみにするためには、基本法の改正が必要とされている。Deutscher Bundestag, *Drucksache 17/11473*, S.46.

(18) 障害者平等法第 4 条は、「バリアフリー」を定義している。山本真生子「ドイツの障害者平等法」『外国の立法』no.238, 2008.12, pp.73-95. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000159_po_023803.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>を参照。